

第12日目（6月19日）

○議 長（関 常幸君） おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。なお、病院事業管理者から欠席の届けが出ておりますので報告いたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第1、平成27年請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願を議題といたします。

本件について総務文教委員長・佐藤 剛君の審査報告を求めます。

6番・総務文教委員長。

○佐藤総務文教委員長 おはようございます。では、総務文教委員会に付託されました事件の審査結果について報告をさせていただきます。総務文教委員会に付託されました事件につきましては、平成27年6月11日に審査した結果、次のとおり決定しましたので報告いたします。

日程ごとに、1請願ごとにやるそうですので、まず、平成27年請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願は、審査の結果採択すべきものと決定をいたしました。

この件につきましては、委員会では請願の内容については既に皆様のほうにお配りのとおりでありますけれども、紹介議員の寺口議員から補足説明をいただきまして、その後質疑を行いました。質疑は1名の委員からありました。請願は県内全市町村に出された。ほかの市町村にも出されているのか。全国規模か。国の反応は今までどうだったのかというようなことでありましたけれども、このことにつきましては、全国はわからないけれども県内市町村には出されている。国の対応も徐々に30人以下学級に近づいているけれども、問題は義務教育費の国庫負担が依然として3分の1のままであることが問題であるというような説明でありました。

その後、各委員に意見を求めましたが、意見はありませんでした。次に討論を行いました。討論はありませんでした。その後採決を行いました。結果といたしまして、全員賛成で採択すべきものと決定をいたしました。以上です。

○議 長 総務文教委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 平成 27 年請願第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の採択を求める請願、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、平成 27 年請願第 2 号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

○議 長 日程第 2、平成 27 年請願第 3 号 ふるさと納税（寄付者）に対する返礼品の取り扱いに関する請願を議題といたします。本件について総務文教委員長・佐藤 剛君の審査報告を求めます。

6 番・総務文教委員長。

○総務文教委員長 それでは、総務文教委員会に付託されましたもう 1 件の事件審査の結果について報告をさせていただきます。平成 27 年度請願第 3 号 ふるさと納税（寄付者）に対する返礼品の取り扱いに関する請願につきましては、紹介議員の塩谷議員から補足説明をいただき、その後質疑を行いました。

質疑につきましては 4 名の委員から質疑がありました。主な質疑につきましては、返礼品の内容について、米以外の宿泊券とか特産品についての考え方の質疑がありました。米がブランドとして主だと思っているが、ほかのものもこの機会に全国に PR していく考えだという説明でありました。また、請願に至るまでの経過と商工会のかかわり方の質疑もありましたが、経過としては、陳情という形で市長に求めたことがあると聞いていると。商工会については特産品を考えると入っているというような説明がありました。

その後、各委員に意見を求めましたが、意見は 2 件ありました。ふるさと納税はぜひというふうに思っているけれども、過度にならない程度に返礼品を送るということを大事にしたという意見と、ふるさと納税そのものに疑問がある。自治体間で返礼品の比較というかになる。そういう競争に巻き込まれるべきではないという意見もありました。

次に討論を行いました。本請願に反対の討論はありませんでしたが、賛成の討論としまして、このことによる特産品開発、消費、雇用につながると。全国の流れに乗るべきだというような賛成討論がありました。その後、起立による採決を行い、賛成多数で採択すべきものと決定をいたしました。

なお、本請願は市に対応を求める請願であるために、採択すべきものと決定後、この請願第 3 号について市長に送付すること、並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるかという部分につきましてもお諮りしまして、結果として本請願を市長に送付すること並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めることに決定しました。この決定を受けまして、南魚沼市議会会議規則第 143 条第 2 項によりまして、そ

の旨をお手元にありますように付記しまして報告をさせていただきました。

ここでまた改めてちょっと補足説明をさせていただきます。今の件、請願を受けますと大体県とか国に意見書という形で発議で行うわけですがけれども、今回の場合は市への対応を求めるものでありまして、地方自治法の中ではこれについては委員会の中で審査して採択するものと決定をしたら、そのまま採択したよということで報告してもいいし、そしてまた、今、言いましたように市長にこの結果を文書で送付してもいい。それについては今ほど言いましたようにその経過とか結果の請求を求めて、それもあわせて付記して報告をしてもいいということです。当委員会としては先ほど言いましたように、市長に送付すること、そしてまたその処理の経過そして結果の報告を請求することを適当だと認めまして、そこを付記しまして、それを含めた採択ということで報告をさせていただきます。以上です。

○議 長 総務文教委員長の審査報告に対する質疑を行います。

17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 同じ魚沼ということであれば、近隣にも魚沼コシヒカリを持っている自治体は複数あるわけでありますが、紹介者のほうからそういう近隣の自治体の様子などは紹介がありましたでしょうか。

○議 長 総務文教委員長。

○佐藤務文教委員長 具体的に近隣の一緒に取り組むのだというような、そういう説明といますか、報告はありませんでした。

○議 長 ほかにありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、本請願に反対者の発言を許します。

21 番・阿部俊夫君。

○阿部俊夫君 おはようございます。私は平成 27 年請願第 3 号に反対の立場で討論をさせていただきます。ふるさと納税、これも国が認めたことですから、ふるさと納税そのものには反対はいたしませんけれども、税そのものは、ふるさと納税をすると住民税、所得税が控除される。本来税は居住する地域で、医療であれ福祉であれインフラも含めたあらゆる分野でその地域、地域で恩恵を受ける。そのための税金であると思います。

憲法の第 3 章、国民の権利と義務、その第 30 条に「国民は、法律の定めるところにより納税の義務を負ふ。」と、憲法にきちんとやはり決められております。いわば納税は国民の義務である、一番の上位法の憲法で決められた義務であります。この義務に対して返礼品と申しますかお礼と申しますか、こういったことはなじまない。そういったことで基本的に憲法をきちんと守る。国民の責任でもあり義務でもあります。返礼品というようなことはなじまな

い、こういうふうに思いまして、ふるさと納税そのものを否定するものではありません。

若い皆さんが東京に行ったり上京するまでふるさとで相当なお金をかけて、そういう人たちが今度はふるさとに恩返しを少しでもしたいと、そういうことは認められてもいいかと思えます。けれども、税の本質をきちんと守るべきだということで、本案には賛成をいたしません。皆さんの同意をよろしくお願いします。

○議 長 次に本請願に賛成者の発言を許します。

17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 18 年余りの議員活動の中で、討論に立つのは本当に珍しいことですが、一言賛成者の立場で討論をさせていただきます。

なるほど、国民の義務の中で納税というのは最も大事なものでありますけれども、その税金の納税の使われ方といいますか、なかなか国のほうで地方が活性化するためのうまい方法がないと。私も去年の今ごろまでは、返礼品これはいいのかなというふうに思っていました。しかし、大分情勢が変わってきたものですから、よくよく考えてみると、もともとこれは国が、ちょこっと返礼品というものを耳打ちして、これをやると地域の特産物のさらなる開発であるとか、また都会の皆さんへの田舎の売り込みだとか。お金を余りかけないでそういう活性化がもたらされる。敵は本能寺かなというふうに考えるようになりました。

ちなみに隣の魚沼市の数字を少し調べさせていただきました。平成 26 年度でふるさと納税の受け入れが 1,660 万 6,000 円、792 人といえますからおよそ 1 人 2 万円相当のふるさと納税が入ってきたわけでありまして。本市の 40 倍になるわけでありまして。どの程度のお返しをしているかという、本当に隣の市長さんもお礼目当てであっては困るということの中で、5 万円までの方には米 3 キロあるいは百合 5 本、もしくは 4 合瓶の清酒 2 本かな、この中から選んでいただくと。5 万円を超えるものについては、5,000 円相当の特産品のカタログをお送りしている、でありますから、ごくごくささやかなものだと思っています。

こういう中でなかなか地元の PR がうまくいっていない。日本全体が縮んでいる中でさらなる一村一品活性化、これを狙ったふるさと納税。それに対する、常識的な範囲の返礼であれば、これを取り入れた中で、より一層この南魚沼市の特産品活性化をまた積極的に図るべきだという立場で、私は賛成討論とさせていただきました。議員諸兄の多数の賛同をお待ちしております。

○議 長 次に本請願に反対者の発言を許します。

20 番・腰越晃君。

○腰越 晃君 平成 27 年請願第 3 号 ふるさと納税（寄付者）に対する返礼品の取り扱いに関する請願、これに対して不採択、反対の立場で討論させていただきます。反対の本旨は、先ほど 21 番議員が反対討論したとおりであります。さらに今の賛成討論を聞いて、またあえて討論させていただきます。

これは、例えば市外の者であるから返礼品がいいのだと。地方税法で税金として取り上げられています。では、市内であるいは県内で、住民税、所得税、税金を払っていますね。固

定資産税も払っています。きちんと納税しているから返礼品よこせと言われてたらどう答えますか。市内、市外の違いだから払いませんとなりますか。税金というものの本旨に合わないものであります。

ただいまの賛成討論を聞いていて、ではこれを地方創生寄附金制度であると言いかえて、地方税法からこの税金を抹消すれば、これは我々も賛成します。

さらに今回の一般質問にもありましたけれども、以前にも一般質問でありました。市長と議会の関係を車の両輪、つかず離れずしっかり監視しながら地域行政を前に進めていく。こういう我々は是々非々の立場をとっておりますけれども、今回のこの件については、市長の考えを支持するものであります。

話を戻しまして、寄附金制度であれば賛成です。この南魚沼市の欠けているもの、皆さんがおっしゃるように特産品の開発であるし、産業振興であるし、そうしたものにしっかり役に立てます、ですから寄附金をお願いいたします。今ほどの賛成討論にあったように、さまざまな条件の中でこの南魚沼市の特産品を選んでいただく、それもいいかもしれません。

もう1つつけ加えたいと思います。コシヒカリの名前が出てきています。今、コシヒカリの販売で何が大事なのかと考えると、こうしたふるさと納税の返礼品として出すのではなく、もうある程度生産量は飽和状態です。そう考えれば、いかに高く売るか、これが戦略のかなめになっているはずです。

そうした考えで市の販売戦略というものを進めているという市長の答弁もこの議会では何回かあったわけですが、知ってもらうのではなくて高く売る。いかに高く売るか、どこに売れるのか、それが勝負であろうと思っています。

以上、さまざまな意味においてまだまだ言い足りないのですけれども、以上を申し上げまして反対の討論をさせていただきます。基本に立ち返って考えてください。お願いします。以上です。

○議 長 次に本請願に賛成者の発言を許します。

14番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 平成27年請願第3号に賛成の立場で討論に参加します。この件につきましては、私も前に一般質問でも取り上げさせていただきました。前者の方の言うこともわかります。ただ、国が認めた制度でございまして、当然義務、権利があるわけですが、国が認めた制度であります。ついてはいろいろな米だけに限ったことではないと私は思いますけれども、産業振興その他いろいろのことに当然役立つわけです。市長の考え方は変わらないと思うのですが、私は米だけではなくて、いろいろな意味で我が市をアピールする一助になればということで、この第3号には賛成をいたします。皆様の賛同をお願いいたします。

○議 長 次に本請願に反対者の発言を許します。

次に本請願に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成 27 年請願第 3 号ふるさと納税（寄付者）に対する返礼品の取り扱いに関する請願、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、平成 27 年請願第 3 号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

なお、本請願は委員長の報告のとおり速やかに市長に通知いたします。

○議 長 日程第 3、平成 27 年陳情第 1 号 働き過ぎの防止と良質な雇用の確立、中小企業支援の強化を求める意見書の採択を求める陳情を議題といたします。本件について産業建設委員長・小澤 実君の審査報告を求めます。

13 番・産業建設委員長。

○小澤産業建設委員長 それでは、産業建設委員会に付託されました事件について報告いたします。平成 27 年 6 月 8 日に付託されました事件、平成 27 年陳情第 1 号 働き過ぎの防止と良質な雇用の確立、中小企業支援の強化を求める意見書の採択を求める陳情について、当委員会では平成 27 年 6 月 12 日に審査いたしました。まず、全員より意見をいただきました。次に討論に移りましたが、討論はありませんでした。それから採決に移りまして、全員一致で不採択すべきものと決定いたしました。以上です。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成 27 年陳情第 1 号 働き過ぎの防止と良質な雇用の確立、中小企業支援の強化を求める意見書の採択を求める陳情、本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、本陳情は原案についてお諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、平成 27 年陳情第 1 号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに決

定しました。

○議 長 日程第4、平成27年請願第1号 年金制度のこれ以上の改悪を止め無年金・低年金者に緊急措置を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

本件について社会厚生委員長・塩谷寿雄君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

○塩谷社会厚生委員長 おはようございます。社会厚生委員会に付託されました請願についての審査報告をいたします。紹介議員が田村議員でありまして、説明を受けました。数名の委員の中から質疑等がありまして、請願者の全日本年金者組合新潟県本部南魚沼市部には、加入している組合がどれくらいかとか、市内における無年金・低年金者の実情はどうかという質疑があって、今のところ把握していないというような回答で、後日回答させていただく。また、市内の実態においても現状は今把握していないので、後日調べて回答したいというような答弁がありました。ほかの質疑によりますと、内容についてですけれども、いろいろそういう質疑がありました。

討論はなく、賛成少数でこのたびの請願については、不採択となりました。以上です。

○議 長 社会厚生委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、本請願に反対者の発言を許します。

次に本請願に賛成者の発言を許します。

3番・田村眞一君。

○田村眞一君 おはようございます。平成27年請願第1号 年金制度のこれ以上の改悪を止め、無年金・低年金者に緊急措置を求める意見書の提出を求める請願に賛成の立場で討論に参加いたします。

賛成の理由は、今、国民の誰もが感じているように、貧困と格差が広がるこの問題を何とか食い止め、その打開の方向を指し示す内容だからであります。消費税の増税、円安による物価上昇で市民の暮らしは苦しくなるばかり、家計消費は冷え込むばかりであります。高齢者世帯の消費の落ち込みは、その中でより深刻であります。2014年の総務省家計調査によると、高齢者、無職世帯の可処分所得、暮らしに使える所得は2000年に18万2,455円が2014年には14万7,761円と、この14年間で3万4,694円も減っております。高齢者の自殺や孤独死など、さまざまな社会問題の基礎には高齢者の貧困の広がりがあります。

この4月からのマクロ経済スライドという新たな仕組みが初めて導入され、今後年金が実質、広がり続けるというものであります。貧困格差は広がる状況であります。年金積立金を計画的に取り崩せば引き下げは必要ないと考えます。より根本的には安定した雇用を保障す

べきです。そして社会保障を削減でなく拡充させることです。

高齢者が安心してできる年金を求めまして、賛成の討論といたします。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長 次に本請願に反対者の発言を許します。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 私は本請願に反対の立場で討論に参加させていただきます。何で討論に参加するかと言うと、私らの判断に誤解があったらちょっとまずいなということで、言いわけを含めまして討論に参加いたします。今、賛成者が言いましたように、年金生活者は非常に生活が苦しくなっていて、高齢者も苦しくなっていることは十分承知しています。その部分ではうちの会派につきましても、非常にこれは困ったものだと、何とかしなければならぬという思いは同じです。

けれども、後段の2番であります。無年金・低年金者に基礎年金国庫負担金という負担分というところがあります。その部分は確かに困っているのでしょうけれども、それだけでなく年金会計は大変困っているところでもありますので、私はそういうところを手だてするのであれば、ほかの自治体の制度もあるわけですので、そういうところの充実を求めながらこの部分の改善を図らなければ、なかなか現実的にはうまくいかないだろうという思いで、私たちの会派はこの意見書には反対をさせていただきました。

この部分は重要なことだと思いますので、一言添えて反対討論をさせていただきながら反対の意思表示とさせていただきます。

○議 長 次に本請願に賛成者の発言を許します。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は本請願に賛成の立場で討論に参加するものであります。前段で賛成者が討論していますので、それでオーライと思っていたのですが、今ほどの討論を聞きまして、そのままとられては困るなど。この基礎年金国庫負担3万3,000円を無年金・低年金者の生活実態を考慮して支給することと、これは最低保障年金です。要するに過渡期等から、あるいはいろいろな事情で年金を治められない方々がいたわけですから、あるいはいるわけですから。そうした中で年限がないものは抹殺と。年金の資格なしということではならないということで、最低保障年金を国庫負担3万3,000円、それからまた基礎的な部分等、我々日本共産党では最低5万円、そして許すならば8万円。こういった最低の年金を保障していかなければ生活ができないという実態であるということでもあります。

ほかの方法があるというお話でありますけれども、それは最終的には福祉で拾うということでありまして、今、国が行っている方法としてみれば、前段で申し上げたように削減のみであります。拡充は今現在国の施策としてありません。

そういうことからして、何らかの措置をとらなければ、ますます大変な人たちが増えていくということでもありますので、最低保障年金ということをやはり理解していただかないと、では何をやりますかと。では何を拡充してやるからそれで生活できるのではないかという意

見をこういうところでやはり言ってもらわないと、ほかの方法があるというだけではだめです。ほかの方法で今現在やっていることは削ることしかやっていません。以上です。

○議 長 次に本請願に反対者の発言を許します。

次に本請願に賛成者の発言を許します。

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。平成 27 年請願第 1 号年金制度のこれ以上の改悪を止め、無年金・低年金者に緊急措置を求める意見書の提出を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、本請願は原案についてお諮りいたします。本請願を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、平成 27 年請願第 1 号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

○議 長 日程第 5、第 50 号議案 南魚沼市職員の再任用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 おはようございます。それでは第 50 号議案についてご説明申し上げます。南魚沼市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。本改正は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成 27 年 10 月 1 日に施行となり、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、特定警察職員等の定義を定める規定が地方公務員等共済組合法から削除され、同様の内容が厚生年金保険法に新たに規定されることにより、南魚沼市職員の再任用に関する条例において必要な改正を行うものであります。

3 ページ資料、新旧対照表にてご説明申し上げます。今ほど申し上げました特定警察職員等への適用期日を定める附則第 2 条において、現行の下線部分、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）附則第 18 条の 2 第 1 項第 1 号を、改正案下線部分、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号に改めるものであります。

1 ページに戻っていただきまして、改正文はただいま申し上げた内容でございます。附則といたしまして、この条例は平成 27 年 10 月 1 日から施行させていただきたいものでございます。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 再任用についての趣旨等について反対するものではありませんが、職員の

要するに退職後と申しますか、その職について関連しますのでお話を伺ってみたいと思いますので、若干ずれますがひとつよろしく願いいたします。

今、市の職員が退職されますと、いろいろな就職先がどうもあるようであります。指定管理を受けている団体、会社、あるいは市の委託機関等で何年かを過ごすという形のほうと、この再任用を選ぶ方と最近見えるようであります。そういった実態を市として把握しておるかどうか、まずお聞きいたします。

○議 長 市長。

○市 長 関係団体とかそういう指定管理とかというそういう問題は、前にもお話ありまして、これは前からお話ししておりますとおり、我々のほうからこの人をここに使ってくれなんてことは一言も申し上げたことはありません。そちらのほうで採用したいほうでその人と交渉して採用しているわけでありまして、そこに市は一切介在しておりません。それは全く議員からおっしゃっていただいても、市でどうすることもできませんし、本人がそこに勤めたいということになれば、それを我々が阻止する理由も全くないわけであります。

こういう場でその問題を取り上げること自体が、ちょっと実態をもってよく把握していないのだろうと。うわさだけで、いや商工会の事務局長に市の職員が行った、天下りだ、あれだこれだという話だけがどんどん飛んで歩いて、それは全く関係ありませんので、そのことだけ申し上げておきます。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私は調査したわけでもありませんが、今の話を聞けば調査することもできないというようなニュアンスであります。これは私だけが感じるのではなくて、市民がそういう感覚を持った話をしていきますので、私がここで発言をするのであります。こういったところでという市長の今の言い方は、いかがなものかと思えます。

市からお願いしたあれはないと。また、本人と例えば指定管理、あるいは下部団体という形で、要するに退職された方と相対で決められたということではありますが、それは事務的な問題だから事務屋さん上がりの方がいいだろうとか、そういういろいろ考えられる件があります。

特に今回エコネットの関係でありましょうか。これは大体農協職員等になっています。それから、あるいは市職員上がりの方々ということが、積極的に頑張っていらっしゃる姿もわかっての話をしている。それを悪いとかではなくて、どうもそういうきらいがあるのではなかという形にある市民が——市民全員とは言いませぬ——そういう感覚を持って見ておられるということについて、どういう所見を持っておるかということをお聞きしておきたいということでもあります。

○議 長 市長。

○市 長 本来、議会として本会議場でそういう問題を取り上げる際に、ただ、人が言っていたからとか、そういうことであたかも疑惑があるような言い方をされるのは心外であると。こういうことを私は申し上げている。ですから調査してみてください。別に市がそ

ここに介在をしてどうこうなんて1つありません。

そして、その問題はいつも出ています。雇うほうは安くて即戦力で、いろいろいわゆる人的な資源も持っているとなれば、それは雇いたがるのはある意味当たり前という部分あるかもわかりません。しかし、今回の退職者を見ていただいてもわかるように、総務部長経験者だって何でもありません。学校教育部長ですか、これは商工会へ行っていますけれども、それはみんな、例えば商工会であれば商工会の会長を含めて皆さん方がその人を採用したいということですから。これはうわさほうわさとしても、それを皆さん方がうのみにしていただいているとは困るということでもあります。

大体、公務員というのはそういう目で見られがちであります。まあまあ、ねたみ的な部分もあるのでしょうか。そして、またいいところへ行っていると。それはみんな市が介在してやっていると、ネット上にいくらでもそういう話が出ています。だけれども、それは全く関係がないということ。ただ1つ、今医療対策関係で臨時的に雇わなければならなかった、これは再任用的な部分も含めて雇わせていただいています。これはもう全く他の人を入れて済む問題ではなかったわけですので、そういうのはありますけれども、これはもう本当に臨時的な処置でありますから。

そういうことで、改めて議会の皆さん方をお願いしておきますけれども、そういうことで退職された人たちが委縮している部分があるのです。相談に来ますよ、こういう話をもらったけれども、また議会で何か言われるのではないかと。それはいいと。言われたっていいから本人が勤めなければ勤めてくださいということを私は申し上げています。それは職業の選択の自由ですから、それをいちいちということになりますと、本当にそこまで公務員というのは縛られなければならないかということなのです。

県や国は一応相当の地位にあった人たちには、1年間再就職は——いわゆる関連団体ですね。再就職はしない、させないということをしていますけれども、我々は全くそういうことはありませんし、まして市の意向でこの人、あの人なんてことを、少なくとも私の時代には1件もないということだけは申し上げておきます。ですので、そういう疑念を持たないようにお願いをしたいということでもあります。

○議長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 市があっせんしているとかと私は聞いているわけではありません。実態としてそういう形が実在していると。そして、すぐ行かれる方もいますが、何年かしてから行かれている方もいます。調査してくださいよということになれば、調査をしなければならないわけでありましてけれども、私はそうではなくて、こういった今いみじくも医療対策の問題でお願いした経過があるということでもありますけれども、市が今、職員をどんどん減らす目標を持ってやっている中で、片やこうした再任用制度というものも利用しながらということでもあります。

本当に必要なサービス、市民にとって必要なサービスをするがためには、こういった再任用制度というのはきちんとし、そしてまた委託、指定管理等もむやみにやるべきでないとい

う立場でありますので、こういう質問が私はできると思っています。そういう感覚でやはり見てもらわないと、議場で公式の議会の場でこういうことを言うのではないとか、そういう言い方では、これは改善の余地がないなど。そして、その方々が大体 65 歳になると後進に譲るというふうにも、私自身も捉えている部分がございます。

やはりここは公式の場でありますので、市として介在しているとかということ私は一切申し上げておりません。そういった人材を利用するのも私は職業の選択からしても全然悪いとは思っていません。ただ、今やって大体行かれているところというのが、何らかの形で過去には市が介在して仕事をしてきた部分というのは否めない職場であります。ですから、私はこれからの雇用の確保とかいろいろ言われている中で、削減をしていって指定管理をして、それでは管理はできないだろうから職員が天下ってというような、そういった事務をこなせればという発想は、やはりちょっと行き過ぎかなという感覚を持っているがためにこういう発言をしてしまうわけです。

確かに今ほどの年金制度の問題もありますけれども、60 歳で退職されて、今満額は段々下がってきているから知りませんが、65 歳で満額をもらう段階を迎えるに当たって、いろいろなやはり職業活動をしなければならないことは十分私もわかっているつもりであります。そうした中で社会がそういった形でなかなか就職難、あるいは低賃金、こういった中でやらざるを得ない人たちが大勢いる中で、言わせてもらえばきちんとした退職金をいただいて、そしてそれなりの……

○議 長 簡潔にお願いします。

○岡村雅夫君 年金を 60 歳からいただける身の方々が、そういった形でなくて、何らかの方法があるのではないかとということ私は申し上げたくて、一言申し上げました。終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第 50 号議案 南魚沼市職員の再任用に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 50 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 6、第 51 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一

部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長　それでは、51号議案についてご説明申し上げます。南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてでございます。本条例の一部改正につきましては、今年3月議会定例会の第25号議案で可決いただきました、南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の施行に伴い、いじめ問題対策連絡協議会委員、いじめ防止対策等に対する委員会委員及びいじめ問題調査委員会委員を地方公務員法第3条第3項第2項の規定により、非常勤特別職の職員として南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の別表第2に追加させていただくものであります。

3ページ、議案資料の新旧対照表をご覧ください。第4条において非常勤特別職の報酬を別表第2で規定しておりますが、現行の表中の下線部分で、子ども・子育て会議委員と南魚沼地域予防接種健康被害調査委員会委員の間に改正案下線部分の中3件、いじめ関係の協議会及び委員会の委員の職名と報酬額を追加するものであります。

1ページに戻っていただきまして、改正文はただいま申し上げました内容であります。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただきたいものでございます。

説明は以上でございますが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議　　長　　質疑を行います。

22番・牧野晶君。

○牧野　晶君　この条例は本来であれば3月議会に出てくるべきだと私は思うのですけれども、その考えを聞かせていただきたい。3月議会にいじめのやつが条例制定されているわけですね、それと一緒に出てくるのが筋だと思います。それが今出てくるというのは、ある意味、上げるのを3月に忘れていたのではないかなと私は思うのですね。そういうちょっと視点がないのかなと思うのですが、もうこれは今の時期6月議会で当然という部分か、それとも申しわけなかったという言葉が今の提案説明の中になかったのですけれども、どういうふうに思っているのか、お願いします。

○議　　長　　教育部長。

○教育部長　この提案につきましては、まずもっておわびを申し上げなければなりません。提案が遅れたこと、私どもの認識不足があった部分につきましておわび申し上げます。この3月議会で可決いただきました、南魚沼市いじめ問題対策連絡協議会設置に関する条例の中で、この委員の報酬につきましては、当初私どもは、条例に上げなくてもいいのではないかなという誤った認識がございました。

ですが、実際この条例の可決を受けまして、事務作業を進める段階におきまして総務当局からご指摘を受けまして、南魚沼市特別職の職員の給与に関する条例に掲載した上で、報酬の支払をすべきではないかというご指摘を受けましたものですから、私ども大変遅れましたけれども、今回のご提案とさせていただいたものでございます。この提案が可決しませんでした、いじめ問題対策連絡協議会設置の作業が進みませんので、何とぞご理解の上、ご審議、ご決

定賜りますようお願い申し上げる次第でございます。よろしく願いたします。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 説明を聞いていけば、3月のときは大丈夫だと思っていましたけれども、それからちょっと調べている間にやはり条例で提案しなければいけなかったというわけですよ。それだから今回上がっているのであれば、なおさら質疑で申しわけございませんでしたではなくて、もう最初から提案の時点で、いや実はこういう理由でと説明をしなければうまくないのではないかと思うのですが。

○議 長 市長。

○市 長 ご指摘のとおりでありまして、監督の不行き届き、私の失態でありますので、ご容赦をいただきたいと思っています。以後気をつけます。

○議 長 8番・山田勝君。

○山田 勝君 附則で公布の日から施行するというのを聞いたときに、あれ、とやはり思ったのです。それで協議会もしくは委員会が新年度に入ってなされたのか。もし、なされていて、報酬がそこには遡及できないわけですよ。もし、開催されて何らかの方法で手当が支給ということがあったとすれば、どういう方策で支払がされたか、その辺の説明をお願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 運がいいという言葉を使ってはまずいのですけれども、そういう事案はありませんでした。

○山田 勝君 了解です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第51号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第51号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第7、第58号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字塩沢財産区）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第58号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について提案理由を申

し上げます。大字塩沢財産区の財産区管理会財産区管理委員の改選に伴いまして、財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意をお願いするものであります。このたび大字塩沢財産区の2人の委員から6月30日をもって委員を辞任したい旨の申し出がありました。つきましてはこれを了承し、新たに太田陽司氏と高橋貞夫氏の2人の方を選任したくご同意をお願いするものであります。

任期につきましては、平成27年7月1日から4年間としたいものであります。選任に当たりましては、関係集落からご推薦いただいております。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でありますので討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第58号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字塩沢財産区）本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第58号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 日程第8、第59号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、日程第9、第60号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

以上2件を一括議題といたします。2件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 第59号議案の人権擁護委員の候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。人権擁護委員の阿部正廣氏、この方は平成27年9月30日をもって任期満了となりますけれども、引き続き人権擁護委員の候補者として、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たりまして、議会のご同意をお願いするものであります。

阿部氏は1期3年間、人権擁護委員としてご活躍されてきた方でありまして、人格、識見ともに申し分のない方であります。なお、任期は平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3年間となるところであります。よろしくご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第60号議案の人権擁護委員の候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。現在、人権擁護委員を努めておられます齋藤ユキエさん、平成27年9月30日をもって

任期満了となりますが、この方も引き続き人権擁護委員の候補者として、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき法務大臣に推薦するに当たりまして、議会のご同意をお願いするものであります。

斎藤さんは、1期3年間、人権擁護委員としてご活躍されてきた方でありまして、この方も人格、識見ともに申し分のない方でありまして、任期は平成27年10月1日から平成30年9月30日までの3年間でありまして、よろしくご審議の上、ご意見賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○議 長 一括して質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本件は人事案件でございますので、討論を省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決は起立により行います。第59号議案、人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第59号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 第60号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、第60号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 日程第10、第61号議案 南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第61号議案についてご説明申し上げます。南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、南魚沼市病院事業管理者が本年4月1日付の人事異動により、ゆきぐに大和病院院長との兼職を解かれ選任となったことに伴い、管理職手当、期末勤勉手当に影響が出るため、病院事業管理者が医師である場合に兼務する役職によって影響が出ないようにするための改正と、管理者が医師でない場合の給与の支給方法及び手当の額につきまして改正をお願いするものであります。

なお、本件につきましては、忘れていたということではありませんが、手当の役職加算を

見落としのために判断を誤って今の提案とさせていただいたものでございます。

改正内容でございますが、議案の3ページの新旧対照表をご覧ください。現行の第4条第1項と2項で規定しておりました、管理者が医師でない場合の給与の支給方法及び手当の額につきまして、改正案では第1項にまとめ、水道事業管理者の規定と同一に改正するものであります。

現行の第4条第3項で規定しておりました、管理者が医師である場合の給与の支給方法及び手当の額につきましては、改正案では同条第2項として規定し、同項第1号では、現行どおり給料及び期末勤勉手当を除く手当について病院事業職員の例によるとした中で、管理職手当については院長と同一とするよう読みかえ規定を設けるものであります。

また、同項第2号では、期末勤勉手当につきまして市職員の給与条例に準拠した中で、役職による加算割合について院長または副院長と同一とするよう読みかえ規定を設けるものであります。第5条につきましては、第4条で規定された給与条例への読みかえでございます。

1ページに戻っていただき、改正文はただいま申し上げました内容で2ページまで記載のとおりであります。附則といたしまして、本条例の施行を公布の日からとし、本年6月1日から適用とさせていただきたいものであります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 ひとつお伺いをしたいのは、病院事業管理者が病院長兼任を解かれて選任ということで、給与部分について水道事業管理者と同じ扱いにするという条例改正でありますけれども、宮永先生のほうは病院事業管理者としてまた引き続き市立病院群全体の統括をしていただきますけれども、宮永先生自体は病院のほうに医師として週3日ほど確か診察もしていただくという部分がありますよね。そうすると、私の感覚でいけば、病院事業管理者というのは総合病院長、病院長の上にあるさらに大きな病院長であるという意識があったわけであります。その辺の給与面だけではなく監督の部分でありましょうか、そういうところについてどうなのかなという心配があるのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 今の議員お話のように、これまで病院事業につきましては大和病院だけということでしたが、今度は市民病院、大和病院2つの病院に病院長が置かれまして、それら病院長及び病院を含めた事業管理を今度は宮永管理者から行っていただく。そういう部分では責任も含めて、ただ、今までのような直接院長が携わる病院管理という部分では、それぞれ院長に任せて、あとはその事業管理ということになります。そういう部分では今議員からご指摘のあったような内容も確かにあるのだらうと思います。それらも含めて実は管理者も含めて内部討議をさせていただきました。その中で今回ご提案をさせていただいたような内容で、今後の管理者の事業内容といいますか、業務内容も含めてこういった形をお願いをしたいということでございます。

また、この適用期日も6月1日となっていますけれども、本来であれば4月1日ということで提案をさせていただくというのが筋なわけです。けれども、これにつきましても実は院内で管理者も含めていろいろ議論させていただいたところですが、最終的には筋から言えばそうですけれども、実は管理者の強い意向等もございまして、ここは6月1日ということで提案をさせていただいている経過がございまして、この辺についてはそれらのご事情をぜひご理解いただいで、よろしくお願ひしたいと思ひています。

また、本来であれば本日、病院事業管理者がこの場に出席をして、皆さんにそれらの部分をご説明申し上げるところが筋なわけですけれども、実はきょうも臨床現場で予約患者も含めた多くの患者さん対応を今現在していただいでいるということで、やむを得ずこの場にはちよつと出席することができなかつたということで、その辺についても大変遺憾には思ひてございまして、それらの部分も含めてぜひご理解をいただいで、ご承認をお願ひしたいと思ひています。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 病院事業管理者の仕事内容といひますかは、これから非常に重いものが出てくるようになると思ひております。ただ、病院長といひますと、その病院の要するに一番上、親方でありますから、その病院の経営に関しては病院長がほぼ判断をしてやられるわけですね。事業管理者といひるのは、ではその上に立ってどういふ事業をされるのかなといふのを考えたときと、実際に医師として精神科のほうの診察もしていただくといふ方でありましたから、本人の思ひがどこまでが管理者としての発言なのか、医師としての発言なのかといふ部分が交錯をして、宮永先生に非常に重い部分が出てくるかなといふ心配があつたものであります。そこら辺はきょう宮永先生から説明をいただければよかつた部分でありますけれども、ただ健康に気をつけて頑張つていただきたいといふお願ひをするしかありません。終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第61号議案 南魚沼市病院事業管理者の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございせんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、第61号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開はちょうど 11 時といたします。

[午前 10 時 46 分]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

[午前 11 時 00 分]

○議 長 日程第 11、第 62 号議案 平成 27 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 傍聴の皆様、大変ご苦労さまです。第 62 号議案 一般会計補正予算の第 2 号について、提案理由を申し上げます。今定例会の初日にお問い合わせ申しておりますけれども、浦佐小学校大規模改造事業に関する交付金の内示を受けての補正であります。

平成 27 年度南魚沼市一般会計補正予算、この第 1 号におきましては、小学校の大規模改造事業費の交付金が全く配分されない内示となっておりますので、歳入では、学校施設環境改善交付金の 1 億 952 万 6,000 円を皆減しまして、歳出では一部を次年度に送ることとして、1 億 6,110 万円、これを減額したところであります。その後、要望しておりました 3 校のうち、浦佐小学校につきましては交付金 2,186 万 8,000 円の内示がありましたので、事業実施に必要な項目について補正を行うものであります。

歳入では、その交付金に 2,186 万 8,000 円を、それから市債のまちづくり建設事業債 3,050 万円を計上させていただきました。歳出では浦佐小学校大規模改造事業に 5,240 万円を計上いたしまして、浦佐小学校体育館の大規模改造を今年度で完了するという内容であります。

以上によりまして、歳入歳出予算総額にそれぞれ 5,236 万 8,000 円を追加して、歳入歳出予算総額を 345 億 9,675 万 2,000 円としたいものであります。以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

質疑を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

[「なし」と叫ぶ者あり]

討論を終わることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 62 号議案 平成 27 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、第 62 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 63 号議案 工事請負変更契約の締結について（養魚改第 1

号 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（建築）工事 請負契約の変更について）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長　それでは第 63 号議案につきましてご説明申し上げます。本件は平成 26 年 5 月臨時会におきまして、第 46 号議案として提案、ご同意を賜り、同年 9 月議会定例会で第 85 号議案として変更契約の議決をいただきました。工事番号養魚改第 1 号 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（建築）工事の 2 回目の変更契約でございます。変更額が市長の専決事項の指定第 3 項に規定いたします議決された契約の金額の 100 分の 5 以内で、かつ 1,000 万円以内の額の増減を超えるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定によりまして変更契約締結の同意議決を賜りたいものでございます。

議案の 1 ページをご覧ください。1 の契約の名称は養魚改第 1 号南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（建築）工事であります。2 の契約金額であります。変更前の請負契約金額 8 億 3,199 万 9,600 円を、今回の変更により 2,338 万 9,560 円増額いたしまして、変更後の契約金額を 8 億 5,538 万 9,160 円としたいものでございます。率にいたしますと 2.81% の増額でございます。3 の契約の相手方は桐生・井口・山崎特定共同企業体で、代表者及び構成員は記載のとおりでございます。3 ページから 5 ページが建設工事請負変更仮契約書（2 回目）の写しでございます。請負金額の増額のほか、3 ページの 4、工事完成期限を平成 28 年 7 月 31 日としたいものであります。

6 ページが工事変更概要でございます。7 ページ、8 ページは変更箇所の位置や仕様変更等を記載した紙面であります。6 ページの工事変更概要をご覧ください。2 に変更内容、3 に変更理由が記載されております。主な変更内容といたしましては、(1) の請負金額の関係では、①の想定外の地中埋設物の出現による撤去・運搬・処分工の増額と、②、③はその影響によるラップルコンクリート部分の土工事及びラップルコンクリート工事の増額であります。⑤は在来工法で計画しておりました小浴室の介護用ユニットバスへの変更、⑥は建具の一部についての仕様変更、⑦では改築工事と施設運営を同時進行する中で、利用者、来訪者及び職員の安全を確保するため、デイサービス等送迎車の安全な乗降と、新設玄関へのアクセスをよくするための仮設の通路、駐車場、回転場の造成等でございます。

工期につきましては、工事を進める中で、想定外の相次ぐ地中埋設物の出現等により、当初の構造計画を再検討する期間が必要となったことや、工事量の増加により不測の日数を要したこと、またこの冬の早い時期からの大雪により、除雪作業や消雪後の再着工までに相当数の日数を要したことによりまして、工程の見直しをしたところ、解体工事の一部及び外構工事の一部が真冬の工事となり、良行な仕上がりが見込めないことから、完成期限を平成 28 年 7 月 31 日としたいものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 若干聞いてみたのですがわかりませんので質問します。地下埋設物が想定できなかったということですが、この敷地というのはどういうところだったのか。要するに廃材等といういい方がありますが、何かの捨て場でもあったのか、あるいは構築物が前にあったのか、あるいは、つい建てかえる前の構築物の問題なのか、その辺が曖昧でこれでは読みとれませんのでお聞きいたします。

それについて建築の位置が確定すると、大体地盤調査等をし、設計をするわけですが、その地盤調査をどういうやり方をしてやっているのか。非常にその辺が、設計がどうであったかというのは我々はわかりませんのでその辺をひとつ。どういう調査をされて、どういう設計をされて、こういうことが起きた。なぜ起きたのか、調査の段階で判明しなかったのか。そういうことであります。

それがされていたとするならば、このラップルコンクリートの増しというのはしなくていいわけでありましたし、またそれにかからなければ増しもいらなかったわけであります。掘削するために、撤去するために、さらに深く掘らなければならなかったのか、こういうことが起きたのか、その辺の説明がちょっとわからない。そういうことになりますと、残土の問題とか、G Lがどれだけ上がったか、下がったかとかという問題に絡むわけですが、ひとつお聞きいたします。

それから、4 番のウレタン断熱材吹きつけ、これは裏面に書いてあるシート部分だと私は思うのですけれども、ここは多分、半地下になるところであります、上のほうからは車庫等に使って、西側からは多分土で埋まる部分ではないかというふうに私は図面の段階で見ていたのです。そういった状況で発泡ウレタンがさらに必要になったというあたり——発泡ウレタンは「増」とありますので、みていたのだけれども見方が足りなかったとこういうことだと思ってしまうのですけれども、私はそういった半地下的な部分であるとしたならば、これはやはり設計の段階の問題かなというふうに思いますがいかがでしょうか。

あと 5 番目ですが、完成後の、要するに現に使用してみて具合が悪かったのがユニットバスに変更するということなのか。これは 1 期工事で完成した大・中浴場を利用する中でということでこれからの問題か、その辺をひとつお聞きします。あえて言いますけれども、まだ仕事をやっていないのであるならば、在来工法よりもユニットバスのほうが私は安くあがると思っています。その辺をひとつお聞きします。

それから、こういった増工の問題で、想定外の地中埋設物とかというのはよく出る話であります。それから工期の問題で、今どか雪とかという話がありますけれども、今回は 12 月の多分 5 日、6 日からですか豪雪になりましてそれ以来寝雪になりました。工事期間中、雪に見舞われて大変な事態だったと私は思うのです。そうしたときに除雪とか排雪、これについては一般的な標準経費、あるいは直接経費あたりでみているだけだったのか。当然、設計にもし量が足らなければ除雪費は、と当然増という形で出てくる、あるいは手当てをしてやら

ないとならないのでお願いしますという補正がでてくるというふうに私は思っていたのですが、そういった形がもう既に出してありますというのならいいのですが、こういった形で処理されているのかひとつお聞きします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 6点ほどご質問いただいたかと思います。まず、地下埋設物が何であったかということのご質問だと思いますが、この養護老人ホームは昭和33年にあそこに、当初南魚沼広域事務組合でつくりました。それが第1号であります。その後、昭和52年に工事、53年4月1日から供用ですが、引き続き養護老人ホームとして改築をしてあそこにつくりまして、それが現在の建物になっております。したがって、あそこの利用は養護老人ホームに継続して使用されていたということになります。

それから地盤調査の関係ですけれども、ボーリング調査を4か所行いました。それで調査の方法につきましては、ボーリング調査ということでおわかりいただけるかと思いますが、その調査によりまして、特にそこに地下埋設物があるというような結果には至っておりません。その結果によりまして、そこは宇田沢川の河川敷になっておりますので、下がかなり石野原で堅牢になっております。そういう調査に基づいて、ラップル基礎の工法ということを選択した内容であります。

そのラップル工法によりまして、通常的基础設置よりも掘削土量が増えますが、全体としては抑えることができるということになっております。それからウレタンの発砲材の関係ですけれども、当初から地下部分については、ウレタン材の断熱処理はしてある部分がありました。ただ、今回追加で増工ということになった部分につきましては、ここの図面ではわかりませんが、廊下を隔てておりまして外部からの寒気が直接入らないだろうということで、1階の部分の居室にはその外部からの寒気が影響しないだろうということで、そこには断熱材はしませんでした。しかしながら、第1期工事の中で、このC棟の一部を建設したところ、この冬の寒さによりまして結露が発生したということで、やはり断熱材の施工が必要だろうという判断になりまして、ここを増工したものであります。当初から想定できなかったと言われればそれまでですけれども、第1期工事の結果によりましてそれがわかったということでの施工で、結果的にはよかったのではないかというふうに思っております。

それからユニットバスの浴室ですけれども、これはC棟といたしまして、道側のこれからつくる部分の2階に設置を予定しておりました。したがって、今までですとタイルですとかコンクリートの大浴場と同じ仕組みでつくるということを計画しておりましたけれども、この大浴場を使ってみて、やはりユニットバスのほうが介護のしやすさは各段の違いがあります。設計当時はまだこういったところの介護用のユニットバスに適当なものがなかったということで設計には入れませんでしたけれども、施工の途中でそういうものが売り出されたという情報を得まして、施工前でしたのでここに入れることにしました。

それから、増工の想定外ということで、工期の関係でありますけれども、まず除雪経費につきましては、昨冬の雪についての増工部分はありませんでした。設計の範囲以内で除雪を

完了したということでお聞しております。以上です。

○議 長 18 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 昭和 33 年に、最初に、当時は「養老院」という名前だと思うのですが、それができたその後、昭和 52 年に改築、私は直接携わっていますのでわかります。あそこは、今できている場所はすごく地盤が良くてパイルが入らない、そういった状況のところですが、工法的には今回はパイルはじゃあ、やらなくて、調査をしてオッケーということのようであります。この前の建物をつくる段階前に埋設していた品物とすると、昔の建物といえば木造ですよね。木造でこれほどの構造物、構築物が出るのか。あるいはその建物を壊した段階のときに基礎であるとしたならば、基礎が撤去されていなかったのか、その辺の内容の説明があつて私はしかるべきかと。

そして、中央部分の物に関しては、この前にも増になって、今回もまた増で出てきていますけれども、現に建物があった場所ではないかというふうに、たった今まで使用していた建物だと思うのです。その解体費に基礎部分の解体が、当然私は入っていると思うのです。さら地にする形で、次の建築をもくろんでいるわけでありますので、それができる状況に撤去するのが私は常だと思うのですが、なぜこういったことが起きたのか。想定外の部分をもう少し説明をいただきたいというふうに思います。

そして、私がいまいちわからないで申しわけないのですが、ラップルコンクリートというのは、多分コンクリートの台をつくって、要するに強固の盤だということとその上にコンクリートの盤をつくって、その上に基礎をすると、こういう考え方だと思うのです。けれども、これだけの掘削をされると、強固な盤まで——強固な盤でなかった。要するにこれだけの部分を掘るといことはそこは軟弱地盤になった。だからその下まで掘らなければならなかったというような話なのか、その辺をお願いします。

そしてもう 1 点が、これには鉄筋は入らないのですか。どの程度大きい品物だかこれでは読みとれないのですが、型枠とコンクリート、あるいは残土ということしか書いてありませんけれども、普通のコンクリートで連続的なコンクリートとかそういう形ではない、ピンポイント的なこういったベースなのか、ひとつお聞きします。私は当然連続的なものであるとするならば、基礎は連続しているわけですから、鉄筋等もかなり増工になるのかというふうに思ったのですがいかがでしょうか。

もう 1 点は、ウレタンの問題ですが、半地下という部分の説明がなかったのですけれども、多分半地下だと私は思っていたのですが、半地下であれば間違いなく結露します。土の温度と室内の温度の差で発生しますので、風が通る、通らないの問題ではありません。風、空気は、多分真空にでもしておかなければならないと思いますが。私はこういった部分については、明らかに設計ミスというふうに思いますが、そうではないのだと、我々はそういう判断はしなかったのだという根拠は何ですか、ひとつお聞きします。

あと、除雪費の問題で、予定内に収まっていると。これだけの限られた敷地内で、これだけの何工区にもわたってやる仕事の中で、工事車両等も頻繁に出入りしたり、いっぱいとめ

なければならないところに、通常の経費で除雪費は賄えましたというのは、私はあまりにも冷たい処遇というか——要するに要求がないからいいのだと、あるいは十分にみていたのだというふうに今、答弁をいただいたのですが、私は違うのではないかと。えらい企業努力ですなというふうに称賛を、そうしなければならぬわけでは

これだけの12月初めから3月いっぱい、降らなくなれば早くいじったところは十分作業ができるわけですが、降るさ中の仕事は大変なことではなかったかというふうに思いますが、何ら問題がなかったのか、もう1回お聞きします。

○議長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 まず、基礎の関係ですけれども、議員がご承知かどうかわかりませんが、これは昭和33年につくられましたけれども、その後火災がありまして、また建てかえた部分がありますので当初——その状況を私はちょっと把握しておりませんが、その部分の木造だったか、その後の建物がどういう構造だったかわかりませんが、恐らく想定されるのは、その建てかえたときの基礎が入っていたのではないかということです。

それから2番目の建物があつた場所に、というご質問ですけれども、恐らく議員がおっしゃっているのは、旧食堂、今はもう取り壊してありませんけれども、その食堂を第1期工事で取り壊して、その解体費用とその地下の関係だかと思えます。詳しく説明すればよかったのですが、当初の契約のときにご説明したと思っておりましたけれども、この建物の旧食堂の部分は当初取り壊さなくて、食堂と居室の間の空間を利用してそこに現在の事務所と食堂をつくつたということになります。その引っ越し、移転した後に旧食堂は壊しました。したがいまして、その時点ではまだ地下埋設物があるかどうかというのはわかりません。解体した後に、2期工事に取りかかるときに地下埋設物が出てきたという状況ですので、ご認識いただきたいと思えます。

それから、ラップルコンクリートにつきましては、通常の布基礎と違いまして、不連続になっておりますので、通しで鉄筋を入れる必要はありません。ただ、通常の基礎ほど鉄筋を大量に使うものではありませんが、若干縦横の構造を安定させるためには鉄筋を使っております。ですので、総量的にはコンクリートの量、それから掘削の部分の量も、それほどこの地下を深く掘るところによって増えるものではないというふうに認識しております。

それから、ウレタンの関係ですけれども、議員は半地下とおっしゃいましたが、これははっきり1階の部分、地下1階でつくっております。したがいまして、外からみればこの部分というのは3階建て仕様になっておりますので、その時点で半地下という判断ではなくて1階部分ということになります。先ほども申し上げましたけれども、廊下、それからホールを隔てておりますので、直接外気が入るような構造にはなっておりませんので、断熱の必要性はなかったのではないかというふうに判断をして設計をしたところでありませう。

それから、除雪費の関係ですけれども、確かに企業の方から努力していただいて真剣に除雪してもらつた結果だというふうに思っておりますが、昨年1本井戸を掘りました。既存の井戸と含めまして、その水をかなり有効に使いまして敷地内の消雪を行いましたので、全て機

械除雪による除雪ということではありません。そういった消雪パイプの効果によって経費が節減されたものだというふうに思っております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。質問は簡潔に願います。

○岡村雅夫君 はい。これだけの増工ができるようなことが、よく地下で要するに埋設物というような形がありますので、いま少しきちんとした地盤調査と申しますか、地盤の状況というのは把握すべきではないかというふうに感じるところであります。

それから、ウレタンについては丸っきり地下であるとするならば、ますます甘かったなというふうに感じました。

それから、除雪費については努力していただいたと言えればそれまでですけれども、通常は雪に向かっての工事だからとか、あるいは冬期間は昔は中止したものだけでもそうではなくてということになると、かなりの問題、労力が必要なわけでありますので、そういう点は実情に合わせた増補正をしてやるべきではないかというふうに感じますが、所見を伺って終わりにします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 地盤調査に関しましては、たまたま今回の場合は、その結果によって地下に余りそういったものがなかったというふうな結論になってしまいましたけれども、今後の工事におきましてはきちんとする必要があるだろうというふうに思っております。

ウレタンにつきましては、確かにおっしゃるように想定外の——全くの想定外ではなかったのですが、その結果によってまた対策を講じるということで、全く設計ミスということには考えておりません。

それから除雪費に関しましては、企業から努力していただいた部分もありますし、我々もその部分を想定して設計した部分もあります。また、今回の工事の状況をみまして、また次回の——次回あればあれですけれども、設計のほうに反映させていきたいというふうに考えております。以上です。

○岡村雅夫君 終わります。

○議 長 8番・山田勝君。

○山田 勝君 この件の内容、個々細かいのではないのですけれども、いろいろな場面で増工、増工というのが、もう当たり前みたいに毎回出されています。市の体制とすると、いろいろな場面で建築、もしくは設備、電気、そういったものにある程度客観的な判断を求められるような——職員にいれば一番いいのですけれどもちょっと無理だと思います。第三者でもいいのですけれども、どの場面であっても、ある程度打診ができるような、そういうところがあっていいのではないのでしょうか。

ちょっと、もう億単位の仕事になると必ずといっていいほど増工がでています。そういう制度をやはりつくって、妥当だと、そういう妥当な判断ができるのだ、それで増工はそれほどなくこういうふうに適正にやっているのだといえるような、そういったものがあるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 今回、市立病院、あるいはこの養護老人ホーム、こういうことで増工、減額もあったわけですがけれども、増減と非常に多く出ております。議員がおっしゃるように、1級建築士を含めた職員がいるわけですがけれども、このことにつきっきりでということにはなかなかできることではない。それから設計の段階で、なかなか想定し得ないという部分も、やはりこれは建築は必ず出てまいります。それがいいとかという意味ではなくてですね。

もう1つ、病院はまさに専門的なことでありまして、お医者さんがこうしてもらいたいと言えばそういうふうに変更しなければならないわけです。そういうことで病院については相当大きな変更が出ました。

今回のこれは今言ったように、まさに想定外です。だって、昭和三十何年のころにつくっていた建物の基礎がそこに残っているなんてことは普通あり得ない。昭和52年に建てかえをしているわけです。岡村議員もその現場に行っていたわけですし、私の親戚もその現場に入っていました。それが今になって出てくるなんていう、そういうことは全く想定ができないことでありましたので、曲げて皆さんにお願いしていると。

今、議員がおっしゃったように、そういう職員をといわれますとこれはなかなか今の体制の中では無理でありますので、そういうことも含めてやはり設計、施工、管理というのを専門の方をお願いしているわけでありまして。ですので、そういう方から、もっとも目配りをして、そして気を遣って、詳細に検討してもらおうということ以外ないと思います。また設計、管理、監督を請け負う会社のほうには、そういうことも含めてきちんと市のほうの要望、あるいは指摘事項として伝えておかなければならないと思っておりますが、そのための職員とか専門機関というのは、なかなか難しいということだけのご理解いただきたいと思います。

○議 長 8番・山田勝君。

○山田 勝君 例えば、ある場面で、事前に察知して、この工事についてこうあるべきだというような助言ができるような、そこに委託費、例えば年1,000万円払ったとしても、1,000万円以上の工事に対する判断が適正である、価格的にも抑えられるということであれば対応できるかなど。ぜひ、外部でも、それは委託でもできると思います。

それと、病院のときにもちょっと意見を言わせていただいたのですがけれども、果たしてこの耐火間仕切りで、これだけの金額がかかるのだろうかと言わせてもらいました。そして、ここのラップルの部分で、この図面をみても寸法が出されていません。深さとか大きさが出されていません。それが何個あるのかも書かれていません。果たしてこれで500万円かかるのだろうか、やはり疑問を持つわけです。

ですので、この契約について増工分、当然継続でこの事業者をお願いするわけですがけれども、この適正度というのがちゃんと第三者的に、我々も——例えば岡村さんは建築でプロです。私も多少電気をやっています。そういった多少のかじった人間でも、ある程度の判断ができる、妥当だといえる判断材料を、その第三者から示してもらおうとか、こういう図面にも

もう少し詳しく書いてもらおうとか、そういったことがどうも必要ではないかとずっと感じているところです。もう一度、市長、意見があったらお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 寸法等が確かにここには載っておりませんので、これで判断しろということが難しいことだとすれば、我々も気をつけなければならないと思っております。ただ、さっきから申し上げておりますように、これは設計、管理、監督部分はそれこそお金を出して委託をして、全部見てもらっているわけですので、専門的な目は入っていると。これをまた改めて、これが正しいのかどうなのかということ審査してもらう必要というのは、それはもうないだろうと思っております。

ですので、この書類の不備についてはおわびを申し上げます。けれども、そのために設計、管理、監督というお金を払ってやっているわけですから、その上にまたそれを監視しろなんてことになると、これはもうなかなか、設計会社そのものもそういうことまで疑われてやるのかというような話になりますから。これはもう専門家ですので、我々はそこにお任せをすると、お金を払って任せているわけですので。それはご理解いただかないと、相当な瑕疵があれば別です。相当な瑕疵があれば別ですけども、そういうことはご理解いただきたい。寸法等で記載不備、この点についてはおわびを申し上げたいと思っております。

○山田 勝君 終わります。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 ちょっと気になるところが、仮設の通路工事であります。社会厚生委員会で現場に行ったときに、鉄板が敷いてあった。玄関のロータリーができるわけですけども、その部分がまたさらに仮設通路工として出ているわけです。工事中であったので鉄板を敷いて車も十分入れましたから、あそこがほぼ完成をして一部供用させても、鉄板の上を移動して行って、そのあと仕上げに今度。仕上げに通路をつくるわけですから、そこに新たにまた仮設通路工として390万円という予算をつけるというのはわからない。何をしようとしているのか。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 この仮設用関連工事につきましては、議員ご指摘のとおり前回の変更契約の後、建物の第1期工事が終わりました移転して、それを仮使用する部分において必要であったためにこれを増設したものであります。当初の設計の中にも当然アプローチとそれからロータリー等は入っておりましたが、それに不足する部分をここで追加したものであります。

したがって、この仮設工事を今度は完成した後には、これを生かしながら不足の部分を、もともとの設計の中でみていた部分でやるということになっておりますので、当初の設計に不足する部分をここで追加をさせていただいたという内容です。以上です。

○議 長 16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 道路と違いまして構内の通路でありますから、そのつくり自体もそれほど

頑丈でないものでありましようけれども、将来的にここはそのまま残った形で本式の通路になるという部分で、総工事費の中で不足分がこれだけ出るだろうという見込みで 390 万円の増加、追加ということでありますよね。

前にも申しましたけれども、そういうような使い方をして、仮設の部分に相当の予算を積んできたわけでありますから、先ほども出ましたけれども、本当にそのきちんとした設計といますかそれがなされたのかという、若干の疑いもあるわけです。聞けば、除雪費については何とか企業努力でやったと言っていますけれども、実際に完成が 3 月 31 日から 7 月 31 日、4 か月延びると、これについてはやはり除雪に相当手間がかかったという部分が入っているわけです。そうすると本当にその除雪部分が最初に契約したものでよかったのか。不足分をこういう形でもって補っているのではないかというような疑いも出るわけです。

ですので、やはりきちんとした設計であったのかということは、どうしても聞いておかなければならない部分であります。専門家ががついているというのであれば、これ以上何をかいわんやであります。終わります。

○議 長 市長。

○市 長 非常のその疑惑的なお話をなさいますけれども、除雪についてはさっきから説明しておりますとおり、井戸を 1 本掘りまして——必要な井戸ですよ——そして、今ある井戸と 2 つの井戸を使って、その水で相当除雪が進んだと。ですので、機械除雪をすることが非常に少なかった。だからこの費用の範囲で収まっているということを説明して言っているのではないですか。それを聞かないで、費用がいっぱいかかったのだろう、かかったのだろうと、かかっていないから請求もしていません。かかっていれば請求は当然します。想定外だと、それこそ設計ではこのぐらいしかみていないではないか、我々はこのくらいやったのだ、そうでなければ仕事ができないと、これは当然ありますよ。我々が抑えつけたとか、企業に企業努力で全部出させたなんてことはあり得ませんので、それはきちんと皆さんもご理解いただきたいと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 63 号議案 工事請負変更契約の締結について（養魚改第 1 号 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘改築（建築）工事 請負契約の変更について）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 63 号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 日程第 13、第 64 号議案 工事請負契約の締結について（交第 11-A50-1 号 市道小木六古川線 串川 1 号橋（仮称）橋梁上部工事請負契約について）を議題いたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 64 号議案についてご説明申し上げます。本件は平成 27 年 6 月 12 日、指名競争入札に付しました市道小木六古川線 串川 1 号橋（仮称）橋梁上部工事につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条に規定する、予定価格 1 億 5,000 万円以上の契約となるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、契約締結の同意議決を賜りたいものでございます。

なお当初、初日に上程の予定で 5 月 28 日に入札を実施いたしました。設定した価格の範囲内への入札がなく不成立となったため、設計内容を見直しまして、再度入札を実施したものでございます。

議案 1 ページをご覧ください。1 の契約の名称は交第 11-A50-1 号 市道小木六古川線 串川 1 号橋（仮称）橋梁上部工事であります。2 の契約の方法は指名競争入札であります。3 の契約金額は 1 億 3,766 万 7,600 円でございます。4 の契約の相手方は株式会社日本ピーエス新潟営業所でございます。3 ページ、4 ページが建設工事請負仮契約書の写しでございます。ご覧いただきたいと存じます。

5 ページをご覧ください。入札調書であります。10 社を指名いたしまして、入札参加が 9 社でございます。税抜き価格 1 億 2,747 万円で、株式会社日本ピーエス新潟営業所が落札いたしました。落札率にして 87.31%であります。6 ページは契約相手方の概要であります。ご覧いただきたいと存じます。7 ページ工事概要でございます。8 ページは工事地図、9 ページに図面を添付いたしております。

戻っていただきまして、7 ページをお願いいたします。工事概要でございます。3 の施設概要では、構造形式がパイプレストレスング方式 P C 単純 I 桁橋（セグメント工法）という、桁高を低く抑える特殊工法での工事となっております。4 は工事概要で、施工延長 33.9 メートルでございます。5 で工法の説明を記載してございます。従来工法との比較で説明となっております。今までより活荷重、移動する車両重量などですが、これを大きくしながら桁の高さを低く抑えて、橋梁の過重の低減も図るものであります。この工法を採用した理由は、現況の活荷重 14 トンの橋を大型車両が通行できる 25 トンにすることにより、通常だと桁を大きくしなければなりません。現在橋の上流側にあります幹線排水路サイホンの土被りをこれ以上高くして荷重を大きくすることはできないことと、計画降水位の関係から桁下高に制限があることにより、桁高を低く抑える工法が必要となりまして、この工法を選択したものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

質疑を終わることに……（「18番」と叫ぶ者あり）

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほどの話でいくと、指名競争入札と、そして落札ができなかったと、そして内容を変えて再入札と、こういうことでありますが、普通は指名競争入札で指名して落札に至らなかった場合、指名外、要するに指名業者を変えてやるという方法があるように聞いたことがあるのですが、そういった形をやらなくて工法の変更ということであるとするならば、どういうことなのかひとつお聞きします。

それから、この1億3,000万円ですか、1億2,747万円のこの額で指名業者が2、4、6……10社。10社で1社が辞退という中で、こちらで10社指名したということですが、これほど多くの方々が必要なのかどうか。そういった規模の仕事なのか、ひとつお聞きします。

一般的にこの1億5,000万円そこそこの品物で、何社程度が必要なのか、そういった基準というのはあるのか、ひとつお聞きします。

もう1点はこの結果をみますと、税抜制限価格1億2,747万円、落札価格1億2,747万円、ぴったり合っています。そして各、辞退した人はともかくとしても、1、2、3……6社がプラス1万円です。そして75万円プラス、マイナス180万円、マイナス180万円としたら失格という話ですが、非常に近寄った数字になっていまして、1億2,747万円でなければできないという根拠が、わずか180万円下の人が失格になるというあたり非常に——どういった感想を持たれているのかひとつお聞きしておきたいというふうに思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず、最初の入札が再入札の場合、業者を変えられないかということでございます。この工法自体は、1回目、2回目と変えておりません。バイプレストレッシング工法という特殊工法でございます。この工法のため、同協会に加入して、南魚沼市入札参加申請書を提出している業者を指名したということで、この10社ということになっておりますので、これ以外にまた指名を変えてということはちょっと考えられないところでございます。

金額のほうに近いということにつきましては、ちょっと原因は私のほうでは把握しておりませんが、一応積算基準でやっておりますので、ある程度、業者のほうもどれくらいの価格というのは恐らくわかる、ある程度わかるはずでございます。

あと、辞退が1社あったということにつきましては、これは南魚沼市で設定しております最低制限価格制度実施要綱ということで、これは中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルということを準用させていただいております。この中で、品質の確保及び受注企業の安定経営並びに適正な労働条件の確保を目的ということで最低制限価格を設けるものでありまして、1社はこれを下回っているということで、第5条により入札者としなぬものでございます。以上でございます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 設計の見直しでございますが、当初、機械器具損料をみる際に幾つか種類が

あるわけですが、担当のほうで高いものをみてしまったということがわかりましたのでその見直し、それと支承工という部分で、本来当初設計に上げておかなければならない工種につきまして、一部欠落しておりましたので、そういうものを加えさせていただき、改めて設計をし直して入札をしたものでございます。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 参考に、では入札と再入札の日にちはどれぐらいおいてやられたかひとつお聞きします。

それから、この1億5,000万円そこそこのお金で、180万円で失格というのはいかなものかと私は思いますし、もう1点が、ぴったりで落札というあたりは、やはりあまりにも精度がいいなというふうに感じました。

もう1点、工法的な問題で、これは傾斜のためだと思うのですが、説明の上部工断面図で、はりせいを少なくできるという問題だと思うのですが、982ミリメートルというのと、右端が1,200ミリメートルになっています。これが多分違う工法の品物を組み合わせた形なのかという気がするのですが、なぜこういった一つの工法になっていないのかお聞きしたいと思います。以上です。

○議 長 市長。

○市 長 先ほどから総務部長が説明しておりますように、この入札調書の5ページの下をみていただきたいのです。税抜制限価格、下限を設けてあります。1億2,747万円、これを1回目の入札のときは全部下回ったのです、全員が。それで不調であります。再度、見直すべきところは見直して、そして入札に付した結果がこういうことでありまして、この失格というのは下回っているわけですね、下回っているから失格なのです。別にこれが上をいったから失格とは言っていない。

ですから、この制限価格というのは、さっき部長が説明したとおり、ちゃんとそういうことで製品のきちんとした安定供給を求めるといふそういうことの中からは、むやみに安い価格で落札してもらっては困ると、これはもうご承知のとおりであります。ですので、こういうことでこれはその最低のところによく落ち着いたということです。

ですから1万円がどうだとか、180万円下回ったから失格とはいかがととかと言われても、こういうことがありますので、これは1万円でも下回れば失格ですから。ですから、そういうことであります。

それから、工法は、もし必要ならば後でまた部長が説明をしますが、従来工法というのはこういう形態です。しかし、採用したのは、これだけ桁の高さを低く抑えられるからこの工法を採用しましたと、そういう説明であります。同じ工法で桁の高さを、ピッチを低くしたということではなくて、従来は大体そういう橋の桁というのは普通にやればこうなります。だけでも、この工法を採用するとこうなりますよと、そういう見出しでありますから、それもお理解いただきたいと思っております。あと何かあったか——あとは担当部長に答弁させます。

○議 長 建設部長。

○建設部長 9ページの上部工断面図ですけれども、その上部工断面図S = 1 : 50のその下に、小さく左側のほうには端支点部、右側のほうには中間部とありますように、この部材そのものは橋桁の下は平らですが、上部は緩いアーチとなっております。それで左側は端の部分ですし、右側はセンターというふうになっておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 最初の質問にありました、最初の入札と次の入札の期間でございますけれども、最初の説明で申し上げましたが5月28日が最初、2回目が6月12日と、約15日間、日にちが空いております。以上でございます。

○岡村雅夫君 終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第64号議案 工事請負契約の締結について（交第11-A50-1号 市道小木六古川線 串川1号橋（仮称）橋梁上部工事請負契約について）は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は1時15分といたします。

〔午前12時57分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午後1時15分〕

○議 長 日程第14、第65号議案 工事委託契約の締結について（市道樋渡東西線改良事業に伴う上越線塩沢・六日町間樋渡こ道橋新設工事委託契約の締結について）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 それでは、第65号議案についてご説明申し上げます。本件は樋渡東西線JR委託事業の5年間の継続費設定の同意を受けまして、市道樋渡東西線改良事業に伴う上越線塩沢・六日町間樋渡こ道橋新設工事の東日本旅客鉄道株式会社との工事委託契約につきまして、議会の議決にすべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に規定する、予

定価格1億5,000万円以上の契約に該当するため、議決事件として契約締結の同意議決を賜りたいものでございます。

議案の1ページをご覧ください。1の契約の名称は、市道樋渡東西線改良事業に伴う上越線塩沢・六日町間樋渡こ道橋新設工事であります。2の契約の方法は、随意契約でございます。なお、JR鉄道施設の工事につきましては、道路法による協議によりJR委託事業となり、随意契約をさせていただくものであります。3の契約金額は、21億4,683万8,000円でございます。4の契約の相手方は、東日本旅客鉄道株式会社 上信越工事事務所長でございます。

3ページから7ページが施行協定書(案)の写しでございます。工事委託契約書が含まれるものになります。工事の位置、設計及び工程、工事の施工区分、工事の費用及び負担、年度協定、計画予算などについて定めたものであります。ご覧いただきたいと存じます。

9ページをご覧ください。工事概要でございます。3に工事概要として、道路施設と鉄道施設に分けて具体的な工事種別が記載されております。全体施行延長は43メートルで、このうち鉄道部の横断部の函体工が16メートルであります。

11ページには計画平面図、12ページには側面図及び断面図等全体一般図として添付しておりますので、あわせてご覧いただきたいと存じます。

簡単ではございますが、以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1点だけ。地元の方々は長年待ちに待った事業だそうで、これがこう始まるということでこの件についてはいいんです。ただいまJRとの関係で随意契約ということで、これはまあ理由がそういうことでわかりましたのでそれはいいんですが、そういうふうな理由があってJRと随意契約であればあるほどなおさらですけれども、先ほどらいこの適正な価格管理といいますか、そういう話が出ています。21億円という大変大きな事業になるわけなので、そこら辺の随意契約そしてまたJRというようなことで、立場としてはなかなか、こう、言うがままというわけにはいかないでしょうけれども、そこら辺の行きさつのちよつと説明をいただきたい。

○議 長 建設部長。

○建設部長 JRさんと委託することについては、先ほどの総務部長の説明のとおりです。それで、特殊な工事で安全面も含めてのことですので、全面的にJRさんをお願いし、JRさんから提示されたものについて内容は説明をお聞きし、その内容で契約を結ばせていただいているのが実情でございます。こちらのほうで、他社と比べてどうのこうのということはおしておりません。信頼関係ということでさせていただいております。以上です。

○議 長 6番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 大変特殊なことなので、今、建設部長が言うように信頼関係によるしかな

いのかなというふうな、私もつい思ってしまうのですけれども、やっぱりこの議場の中で議決するについては、やっぱりもうちょっと——何となくね、それだけだと決めづらいというところがあるのです。数字の根拠っぽい何かこうそういうのというのは全然なく、信頼関係ですか。それだけ再度お願いします。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 これはまさに信頼関係でございまして、監督官庁は国土交通省運輸部局でやっているということになります。この詳しい事業費の明細を私どもも協議の中では求めましたけれども、なかなか細かい部分までの開示は、入札等も控えているという問題等もございまして、なかなかしていただけないという部分もございまして。ですから、今回の21億円からの事業費になってまいりますけれども、題目明細につきましては、お教え願ったわけですけれども、細かい部分の明細についてはなかなか開示をしていただけないというのが実情ではございます。

そういう中におきましても、相手方さんのほうでは、当然、会計検査等でも対応を取っておるところだし、当然、委託事業で私どもが受託すれば、国土交通省の会計検査に私どもが対応しますというふうに、きちんと返事は申し上げているところでございます。当然、監督官庁の国土交通省の指導、監督を受けながら受託事業にあっても、工事業務はやっているんだというふうに聞かされておるところでございます。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 ちょっと聞きたい点が、このくぐる樋渡東西線と、あとはその交差するJRの上越線の隣に並行してちょっとだけ道路が走るわけですね、その部分と樋渡東西線の一番の高さはどのくらい差があるのか。裏側を見ると一番高いところで9メートル40ぐらいあるのか、C-C断面図これになるのか9メートル40、9メートルぐらいになるのかなとか、何メートルちょっとになるのかわからないけれども、何メートルぐらい高さがあるのか。

過去にこういう事例があったのですけれども、ちょっと私が名前をど忘れしましたが、塩沢小学校からのアンダーがありますよね、吉里へ行くアンダー。あそこのところがやっぱりすごく高いわけですよ。上越線と並行しているところと、そこのところの柵が転落防止策が1メートル10ぐらいしかなくて、本当についこの間、ここって危ない、10メートルぐらい高さがあるけれども、110センチメートルの転落防止柵だと危ないんじゃないかなというふうな話があったんです。353号線はどうなっているのかなとか思って見ていたら、353号線はもうばりばり高いのがついていました。すごく高い転落防止で、もう金網みたいになっていました。

そのことをあそこの塩沢小学校のやつは高いけれども危ないとか、今さらちょっと何かしろなんていうのもちょっと乱暴な話かもしれないけれども、危ないっていう話があるんだけどねなんていう話をしたら、いや、まあ普通に標準仕様でやっていますので、これから何もする気はありませんよ、というふうな答弁だったんです。ただ、そういうふうな声ももう実際あるわけですね。あっちのほう、塩沢小学校のアンダーのところはそういう声があ

るけれども、ここはどういうふうになっているのかお聞かせいただければ。転落防止柵についてはどういうふうに考えているのかをお聞かせください。

○議 長 建設部長。

○建設部長 路面からの高さですけれども、上のほうに通れる橋ができますので、B－B断面ですので、おおむね8メートルとなります。現在、転落防止柵につきましては、日本道路協会が出しています設置基準に基づきまして1.1メートル——書き方としますと1.1メートル以上となっておりますけれども、標準的な1.1メートルを今のところ考えております。以上です。

○議 長 22番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 別の事例で1.1メートルでは低いんじゃないですかというふうな話があるわけですよね。その中でこういうふうなせつかく施工するとき、もうそれでやりますよというのだと、全然、地域の声も上がってっていないと思うのですよ。私にはこういう事例があるんですけれども、例えば駐車場の輪留めですよね、輪留めというか駐車場の際のところ、そういうところの——例えば最近であれば大原と、あと今泉記念館の駐車場を整備したときに、駐車場と駐車場以外の切れ目のところのブロックが高くて、車がこう入っていくと、その車が輪留めだと思っていくと、輪留めじゃなくてその下、車のリップを擦ったりしてけっこうガシャンとやっているところがあったりする。今泉はしっかりとした輪留めをつくったりとか、あと大原はどういうふうにしたのかちょっと覚えていないですけど、そういうふうにごういうところは変えていくべきじゃないかというふうな意見があるわけです。

でも、その何ちゃら標準でやっている、そういうのはいつまでたっても直っていかないと思うんですよね。つくった後にここを何とかしてくれと言われたとき、つくった後になんかやっちゃえば、お金がかかるわけです。そういうところをどういうふうに考えているのか。地域の人もまだ声を出していないかもしれないですけど、別のところの事例があるので、逆にこういう場合どうしたほうがいいかなというふうに聞いていくのも、私は行政の優しさだと思います。そういうところはどよういうふうに考えていますか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 353号線とおっしゃいましたでしょうか、そちらのほうにつきましては県の施工ですので、どよういうふうな趣旨で設置したかというのはこれから確認をさせていただきますと思います。

全国的に転落防止柵これは道路のほうだけではなくて、建築のほうも1.1というふうになっておりますけれども、それが危ないといってどこまで上げればいいのかという、その辺の議論もあります。今のところ全国的な標準で考えているというところですよ。

353号線のほうがそのようなことだというふうにごう聞きしましたので、その辺を確認した上で検討すべきであれば検討しなければいけないと思っておりますが、現時点では標準的なものを考えているということで、ご理解いただければと思います。以上です。

○議 長 22番・牧野晶君。

○牧野 晶君 私は部長の考えだってわかるんですよ。言い方は悪いけれども、やっているとときりがないというのもわかりますけれど、ただまあ、例えば6メートルの高さで、例えば学校でベランダとかやったら——ベランダってあれ1メートル 50センチメートルぐらいあるんですか、やっぱり1メートル、100センチメートルぐらいですかね。学校であれば例えばベランダに出るなどかそういうふうな指導もしちゃうわけです。それがあんまり指導し過ぎるのもいいのか悪いのかというのがあるかもしれないですけども、お金がかからないように地域の住民とかの安全を守っていくというのも私は重要だと思うので、これはこれでですけども、お金のかからない方法でうまく何か考えてね。

本当 353号線はぐっと回っているんですよ。逆に私、ここまでする必要もないよなというふうな思いもあるところはあるんですよ。ただ、ちょっとその塩沢小学校のところのアンダーのところを見ると、これはこれでちょっとおっかない、確かに言われるとおり危ないよなというふうな思いがあるので、見比べてもらって、知恵を使って、現実というかいかにか安全な道路にしていくかが一番の使命だと思いますので、そういう点を考えていただければと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 現場のほうを確認し、自分で感じたことをもとにして、またご相談をさせていただければと思います。以上です。

○議 長 12番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今のこれをつくったときに、平成23年水害や大雨が降ると、塩沢商高のあたり何かはかなりプールになりまして、毎回車が1台は水没するようになっている状況ですけども、今回これをつくってその辺の雨とかになると、どういうふうになりますでしょうか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 アンダーの部分ですので、来清東西等と同じにポンプアップということで計画しております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 財源内訳を若干聞いてみましたら、6割が交付金ということだそうですが、そうすると4割が市の持ち出しということになります。そうすると、8億5,000万円ぐらいが市の持ち出しになります。これに今度は前後の道路事業が出ると思うのですが、それはどれぐらいにみておいて、要するにこのたびのこのアンダーをやるに、市がどの程度お金が必要なんだという感覚なのかひとつお聞きします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 この金額はJRに委託のものです。全体としましては、今年度、スロープ取りつけ部分については詳細設計をしますが、現段階では全事業費で約30億円というふうに考えております。以上です。

○議 長 18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今の21億円を入れて30億円という考え方で——わかりました。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議がないようでありますので、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 65 号議案 工事委託契約の締結について（市道樋渡東西線改良事業に伴う上越線塩沢・六日町間樋渡こ道橋新設工事委託契約の締結について）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 65 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 15、発議第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。6 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 それでは、発議第 2 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提出についてを説明申し上げます。本発議は請願第 2 号に基づく発議になります。内容につきましては、皆さんのお手元に配付してありますけれども、その配付の内容にもありますが、ご承知のように現在の教育環境は、いじめとか不登校とか生徒指導の課題も深刻化しているわけでありまして、それに加えまして特別支援教育、食育教育そしてまた小学校の英語教育などを含めて、以前とは大きく変わらして、一人一人の子どもに対するきめ細かな対応が必要になっております。皆さんご承知のとおりであります。

そのようなところから、この説明の中にも書いてありますように、文科省が実施しました今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集というアンケート調査がありましたけれども、でも約 6 割が小・中・高校の望ましい学級規模として 26 から 30 人、30 人以下学級を望んでいます。そういう状況を受けまして、毎年、当市議会でも意見書を発議しまして、教育環境の改善を国に対してお願いしているところであります。

そういう継続した活動、取り組みもありまして、新潟県では前から独自で小学校 1、2 年生が 32 人以下学級を行ってきましたし、今年度からは下限が 25 人という条件つきでありますけれども、小学校 3 年生から中学校 3 年生までの 35 人以下学級となりました。全国的にも少人数学級が広がってきているようでありますが、この部分は地方の財政負担ということで、県・市に大きな負担にもなっているわけでありまして、財政力によりましてこの取り組みに差異が生じることも心配されているところであります。

したがって、ことしもこの 30 人以下学級の実現と、そしてまた行き届いた教育が均等に行われるように、2006 年から始まったそうですけれども、義務教育費の国庫負担率が 2 分の 1

から3分の1になってしまっているようであります。その部分の2分の1への復元も合わせて、意見書を提出するものであります。したがって中身的には、昨年とおおむね同じ内容でありますけれども、今回もぜひ、皆さん方全員のご賛同を得まして、提出をしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第16、発議第3号 安全保障関連法案の撤回を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

16番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 発議第3号 安全保障関連法案の撤回を求める意見書の提出について、提出者として説明をさせていただきます。この意見書の趣旨は、要は立憲主義、憲法に反するこのような部分で、やはり議会人として意見書を提出するべきではないかということにあります。この意見書についてですけれども、一番問題になっているところは、日本国憲法で集団的自衛権の行使が認められているのかどうかという部分であります。

これについては、憲法審査会のほうで参考人が3名来て意見を陳述されたわけであります。その中でも、与党自民党が推薦をなさった先生が憲法違反であると。従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかないと、法的安定性を大きく揺るがすものであるというふうに述べておられますし、この集団的自衛権の行使についても、どこまで武力行使が許されるか不明確であるというふうに述べられました。私は非常に重いものだなというふうに思っております。

そもそも憲法は皆様ご承知のように、国家権力を縛るものであります。この憲法をいかようにして自分たちに都合よく解釈するかということは、国家権力であればそういう方向に行くものであろうというふうに思っておりますけれども、それも限度があろうというふうに思

っております。また、官僚にとっても裁判官ではないわけでありましてけれども、その憲法のほうを自分に都合のいいように解釈をしていくということの歯止めというものは誰がするのかということでもあります。それは選挙によって選ばれた議員である。日本国憲法にも書いてありますけれども三権分立と、立法権は国会に付されているわけでありまして。国会議員がその憲法に照らしてどうだということ判断をする。これはやっぱり議会人として、当然一番に考えなければならない部分であろうというふうに思っております。

政府自民党の衆議院議員、村上誠一郎元行政改革担当大臣は、10日に共同通信社の取材に応じて、集団的自衛権は憲法違反であるというふうに述べられております。自民党が今回出した法案については、あまりにも傲慢であると。自分たちが法律だとも言うような姿勢は民主主義ではなく、立憲主義も危うくなると、このように述べられております。

確かにこの集団的自衛権の行使については、憲法学者の中でも意見が分かれているものがあります。しかしながら、参考人3名の方がああいう意見を述べられたということは、非常に重いものだと思っております。砂川判決であったり、あるいは1972年の政府見解であったりということが、いろいろと取り沙汰されているわけでありましてけれども、今回、改正しようという安全保障関連法案これはやはり行き過ぎであろうと。やっぱり立憲主義をどうやって議員が守るのかということが問われているものだと思いますので、一旦撤回をされて、十分な議論を尽くして、憲法改正ということであるならばそれもその道でありましょうし、そういうようなきちんとした手順を踏んで、初めてこの安全保障関連法案というのが、日本国の安全を守るためになるのだというふうに思っておりますので、以上で説明を終わります。

○議長 質疑を行います。

15番・中沢一博君。

○中沢一博君 発議者に3点だけ確認の意味でお聞かせいただきたいと思っております。最初にこの安全保障法案は一旦撤回されるという、求めるというふうにございますけれども、一旦ということは、その後どのような工程で考えておられるのか。今の実情を考えたときに、ただ、下げるだけでいいのかという部分があります。今後の工程というか、そういうスケジュール等を、まずお聞かせいただきたいと思っております。

2点目ですけれども、今と関連しますけれども、今、日本を取り巻く情勢等をご案内のとおりでございまして、一般的に言われているグレーゾーンというかそういう対応について、まさにいつ有事が有するかわからない、なつては困るんですけれども、いつあるかわからない状況の中で、冷戦時代からきているこの今の法の部分で、どのようにこれを対処していこうとしているのか、日本を守ろうとしているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

3点目であります。これは今、話があったように、例えば参考人が全員、憲法違反じゃないかという部分は私も聞いております。その中でここにもあるように、内閣法制局長官が、確かにこの今回の法整備は、個別的自衛権を超える部分があると。しかし、我が国を防衛するための必要最小限度のものであって、憲法9条の中に範囲の中であるというふうに述べられている。私は法制局長官というのは、やはり法の番人であるというふうに思っております。

このことについて、確かに参考者の意見もわかりますけれども、どのように感じられているのかお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 提出者。

○寺口友彦君 まず、1点目の一旦撤回ということでありましてけれども、憲法改正論者であろうと護憲であろうと、私はもう一度やっぱり国民的な議論をきちんとしていただくという部分から始めるべきだと思っております。この憲法第9条はタブーであるというわけではありません。やっぱり時代に合わせて憲法は変わっていくものであろうというふうに思っております。やはりもう一度きちんと最初から国民的議論をしっかりしていただくという意味で、一旦撤回ということでありまして。

それから、2点目の、今現在、日本近海でもいろいろとございます。こういう部分についてどうなのかという部分でありますけれども、これは元自民党の政務調査会副会長でありましたか、古賀誠さんのほうがおっしゃっております。現在決められている周辺事態法これで十分可能なのであると。そういう法律がありながらも、さらにこういうところに踏み出すというのは、やはりいかなものかという意見がございましたので、私はそういう法律で対処できるものかなというふうに思っております。

3番目の内閣法制局長官の話でありますけれども、この部分であります、集団的自衛権、国際法上は認められている部分であるけれども、憲法9条のもとで限定的に集団的自衛権を行使ができるんだという判断をされたわけでありましてけれども、法制局長官といたしましても自民党の中にもございますけれども、最終的に判断をするのは最高裁であるというふうに思っております。裁判官だろうと思っております。私はやっぱりその憲法学者の皆さんの——皆さんというのも3名の方ですけども、その方たちがやっぱり拡大解釈をしていくということについて、非常に問題がありますよといったところのほうは、私はなるほどなというふうに思っております。以上であります。

○議 長 ほかに。質疑を終わることに……（「20番」と叫ぶ者あり）

20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 憲法解釈の問題ですね、2つ質問させてください。提出者は、今の日本国憲法9条、これを支持し、これを守っていくいわゆる護憲派でありますか。護憲派の立場でこういった意見書を出すべきというお考えなのか。それが1点目。

もう1点目は、この意見書の下から何行目になるか——「日本国憲法は個別的自衛権の行使を認めているが集団的自衛権の行使は認めていない」というように記載されていますが、それがあなたのお考えなのか、その理由はどうかと。以上、2点お伺いいたします。

○議 長 提出者。

○寺口友彦君 まず、今回の意見書の趣旨と違うご質問でございますけれども、私個人として憲法9条と。正直申しまして憲法9条というのは、戦後間もなく制定されたものであります。戦後70年たっても、この期間の中に果たしてこの憲法自体をどのようにしていけば日本国民の安全を守れるのかというようなところで、もう憲法9条そのものを守るという部

分ではなくて、やっぱり時代に合わせたものとして、あるいは将来にあわせてどうすべきかというところはやっぱりきちんと議論をするべきだというふうな立場であります。

ですので、今回の意見書の提出については、護憲派だから、あるいは改憲派だからというわけではなくて、やっぱり立憲主義の危機だというふうにも思っておりますので、そういう意味で提出をしたわけであります。

もう1点のこの個別的自衛権と集団的自衛権でありますけれども、そもそもこの日本国憲法第9条これは世界初というふうに言われてはおりますけれども、よくよく調べてみれば、パリ不戦条約でありまして1928年であります。第一次世界大戦後に戦争を何とか食い止めたというところから出されたパリ不戦条約、ケロッグ・ブリアン条約でありますけれども、この中で第1条において国際紛争解決のための戦争の否定と、国家の政策の手段としての戦争の放棄を宣言していく。この文言をこの第9条は受け継いでいるというわけであります。

このケロッグ・ブリアン条約の中で、アメリカ合衆国の代表でありました国務長官フランク・ケロッグは、合衆国の議会の中で説明した中で、この不戦条約というのは自衛権を全部放棄するのか、というような説明を求められたわけです。そのときに、いや自衛権というのを捨てるというわけではないというような説明をして、アメリカ合衆国の議会で批准をいただいたというような経歴があるというので、私もそういう立場を取るといふことであります。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 2つ目のほうは何となくわかりましたけれども、1つ目のほうはちょっとよくわからなかったのですけれども。国が旧悪不正あるいは不当なそういう軍事的な侵害行為を受けたとき、日本という国は憲法を率直に解釈すれば、軍事力は持たない、行使しない、戦争をしない、これをはっきり憲法上に明言しているわけです。しかし、国家国民は守らなければならない。そうしたときに、寺口議員の個人のお考えとして、やはりそのために憲法を改正し、きちんとした軍隊を持ち、日本国、日本国民を守るための軍事力は必要である、それを行使する、そういう考えに至っておられますか。

○議 長 提出者。

○寺口友彦君 再度、今回意見書提出の趣旨ではない部分についての質問でありますけれども、個人的な部分ということではありますが、先ほども申しました。やっぱり憲法というものも時代とともに変わるものであろうというふうに思っております。一般的には専守防衛であったりとかという部分で、やられたらやられっぱなしなのかというような議論もありましたけれども、それも私は乱暴な意見だなというふうに思っております。

日本国憲法、先ほども申しましたパリ不戦条約の中でも、本来の個別的自衛権ですよ、この部分については認められているものだというふうに私は思っておりますので、やられたらやられっぱなしというふうな考えではない。ただ、過分なるその軍事力といいますか、それを持つということはどうなのかなという部分についての危惧はあります。こういうのも含めて、一旦やっぱり国民と議論をして、じゃあ日本を守るためにどういうものが必要なのか

ということを議論しましょうというための意見書の提出であります。

○議 長 20番・腰越晃君。

○腰越 晃君 3回目ですのでこれが最後になります。個人的な見解を質問してきました。これは申しわけないかと思うんですが、現状の日米関係それからあと憲法議論ですね、憲法解釈議論等を見る中で、やはり私自身とてもじゃないがまともにつき合えないなという内容が多いので、個人的な質問にさせていただいたわけなんですけれども、提出者としてどういうふうに考えておられるのか。それを確認したかったわけです。

最後の質問になりますけれども、憲法を拡大解釈する中で個別的自衛権は認められているが、集団的自衛権は認められていないとそういうふうにおっしゃっています。ここは大きな間違いだろうと私は思っています。というのは、当然憲法は個別的自衛権も放棄した内容でありますけれども、守るときに自国の防衛力だけでは対応できない場合どうするのか。具体的にいえば日米安全保障条約これで同盟関係にあるアメリカ合衆国が集団的自衛権、日本を守るために一緒に戦ってくれる、こういう仲間になるわけですね。ということは言い換えれば、国連憲章が個別的自衛権と集団的自衛権を認めているように、これは裏表の関係であって、切っても切れない内容であるということなのです。そこをしっかりと見極めた上で憲法というものを考えていかないといかんと思います。最後の質問です。個別的自衛権は認められるが集団的自衛権は認められないとするその根拠は何ですか。

○議 長 提出者。

○寺口友彦君 個別的自衛権は認められるが集団的自衛権は認められないというのは、まさにこの憲法9条がもとにしたパリ不戦条約であろうというふうに思っております。以上。

○腰越 晃君 終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の意見を許します。

15番・中沢一博君。

○中沢一博君 発議第3号 安全保障関連法案の撤回を求める意見書の提出について、反対の立場で討論に参加させていただきたいと思っております。私は今こそやはり一步一步、本当に日本の国を守るために、国民を守るために進めていく法もあるだろうということを、確認したいと思っております。

戦後70年、日本は奇跡的と言われるほど経済成長を遂げました。世界有数の豊かな国をつくり上げてきたのも事実であります。この平和国家というものの、私はその日本の基盤は、ちょっといろいろ皆さんありますけれども、私はやはり憲法であるというふうに思っております。この第9条に戦争の放棄が明記されてきた、これは大変すごく重要なことでもあります。平和を目指すこの我が国の姿勢を、世界に発信しているわけでもあります。そして、1954年に発足した自衛隊も、あくまでも9条の枠の中の専守防衛に徹してきているというふうに

私は思っております。

国際社会が一致して、平和と安定の回復を目指す中で、日本としてまた一定の貢献も示してきたものだというふうに私は思っております。その法をこうして進めてまいりました。その1つが国連平和維持活動、まさにPKOでありました。そのときも論議されました。本当に自衛隊参加を可能にして、国外活動への第一歩を記したわけであります。以来20年余りです。自衛隊活動はPKOに加えて、海外各地に発生した災害や震災、台風被害等の緊急援助にも、本当に多くの海外派遣に35回出動してまいりました。自衛隊延べ人数4万人です。この国際的に高い評価を得て今日にきたわけでございます。

そして今回の5月15日、この平和安全法関連の法案が国会に提出されて、まさに今、本当に国の中で厳しいというか国会の中でもあり、また我々国民も厳しい論議が繰り返されているわけであります。これはご承知のとおりであります。それで、先ほどありましたように、じゃあなぜ今、法整備が必要なのかということであります。私はこの憲法9条を守らなければいけない、守り抜くためにもこの法案は必要であるというふうに思っております。

我が国を取り巻く安全保障の環境はどうなっておりますでしょうか。冷戦時代から大きく変わっております。核兵器や弾道ミサイルといった大量核兵器の脅威にもさらされております。南シナ海のあの領有権問題もしかりであります。また、私たちの周りのアジア太平洋諸国の国防費もどんどん、どんどん増加しております。さらに国籍不明機に対して航空自衛隊が飛ぶ緊急発進は10年前の7倍といわれております。そのような中で今、サイバーテロだとか、邦人が犠牲になる国際テロなどもどんどん残念ながら起きています。だからこそ、これを未然に防ぐ抑止力が私は必要だと思っております。

戦争を想定する法じゃなくして、抑止力を強化していく、そういう法であるという観点から、私は賛成討論に参加させていただいております。私は今回政府が提出した……（「反対の討論」と叫ぶ者あり）失礼いたしました。おっしゃるとおりであります。すみません。

そういうことで反対しております。それで、やっぱり私は今回の法案というのは、自国の安全と国際社会の貢献だというふうに思っているわけでありまして、この2つの分野がやはり根底にあるというふうに思っております。だから、平時から有事までさまざまな事態が起こっても、大事なのは自衛隊の活動を規定するものであります。そして、あらゆる事態にも対応できる隙間のない体制をつくっていくというのが、私は今回の法案であるというふうに確信しております。

それで、先ほど発案者も言ったとおり、なぜここが焦点になっているのか。集団的自衛権の行使を認めるかどうかというこの問題でありますけれども、憲法ではこの日本が攻撃を受けたときに反撃する個別的自衛権が認められているわけです。ここが今、いろいろ論議されているわけであります。これに対して集団的自衛権は、自分の国が攻撃されていなくても、同盟国などに対する攻撃力を持つ防衛ができるという憲法上の権利でありますので、これは認めていないんじゃないかということも今、論議されているわけです。あくまでも私は専守防衛の範囲以内であり、他国を守るというのではなくて自国を守るということなですね、こ

こが一番の部分だというふうに思っております。

そういう面では、憲法9条、13条にうたってあるように、国民の生命や幸福追求の権利が根底から覆される場合には、自国防衛に限って大丈夫、行使できるというふうになっております。この見解は、先ほどおっしゃったように1972年の政府見解に基づいているわけでありました。

そこで、皆さんも一番あれですけれども、そこで私は、やはり本当にこれを規制するためにも、歯止めをするためにはどうするかということで、皆さんもご承知のとおり3要件がつくられたわけでありまして。そして、無制限に自衛隊が海外に派遣されないようにするわけがあります。そうしなきゃいけないのであります。そのために、また新たに今、3原則をうたいました。それは皆さんもご承知のとおり、1つが国連の決議であります。2番目が国会の事前承認になります。例外を認めることなく、全部国会の事前承認を求める。3番目が自衛隊員の安全確保であります。この3つをきちっとした中で、この法案をさらに今、論議していかなければいけないというふうに私は思っております。

この世界の信頼を日本の安全に変えていくという、そういう大事な一歩だと私は思っております。この抑止力を高め、紛争を未然に防ぐという、むしろ戦争法案ではなくして戦争を起こさないための法案であるというふうに私は感じている次第であります。第二次世界大戦の不戦の誓い、大先輩から私たちは学んでまいりました。これは何が何でもやらなければいけない、平和を守り続けなければいけない。そういう観点で、本当に今だからこそ、もっともっと国会論議しなければいけない。衆議院、参議院も、もっともっと論議した中で、本当にみんなでこの法案を国のために一歩進める。廃案じゃなくして今だからこそ前に、どうしたらいいかということ、責任を持って考えなければいけないというふうに思います。皆さんの私に対するまた、ご賛同をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

6番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 私は安全保障関連法案の撤回を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論に参加いたします。これから多分、賛成者のほうからこの法案の細かいところの部分のお話があると思いますので、私は2点、3点ぐらいに絞りまして意見を述べて、賛成の討論にさせていただきたいと思います。

まず、戦後70年の日本の平和と国際社会で果たしてきたことについて、ちょっと私なりに思っていることを述べたいと思います。戦後70年がたつわけでありましてけれども、この間、憲法で戦争放棄、不戦を掲げまして専守防衛を貫いてきた、そのことで世界から信頼を得て、そういう立場の日本であるからこそ、世界各地では紛争が続くわけですけれども、そういう戦火の中でも日本を受け入れて、日本ができる国際協力、平和活動も戦争に巻き込まれることなくできたものだというふうに思っております。そういう立場を通すことが、国際平和を保つための日本の役割だというふうに私は思います。

もし、こういう形が崩れて集団的自衛権行使を前提にした中では、決して今までどおりに

はいかない。武力を持った兵士として見られるだろうし、戦争に巻き込まれることは、私は間違いないというふうに思います。そして、少なくとも今まで日本の平和と安全を守ってきた憲法に違反してまで、これらの法案の成立を進めようとしているというふうに私は思います。

憲法違反かどうかということは、私の知識ではなかなか明確に判断できないところもあるわけでありすけれども、先ほどらい話が出ていますように、衆議院の憲法審査会の中で自民党推薦の3憲法学者が違反だというふうにしたことが反響を呼んでいますし、これは3人の憲法学者だけの考えではありませんで、ある民放のテレビ局の番組で、憲法凡例100選の執筆者198人にアンケート調査を行いまして、151人から回答があったそうです。そのうちの憲法違反とした人は127名ですかね、憲法違反の疑いがあるとした人が19名、疑いなしとした人は3名だったそうです。

私らはそういう専門的な立場からの意見も耳に傾けなければならない。ましてやこの安全保障関連法案は、恒久法案も含めて11法案がこの短時間の中で決められようとしているわけでありす。この法案を通すことがどういうことか、国民、市民はまだしっかりと理解していないうちに、このことが決められるということは、私は大変怖いことだなというふうに思います。

共同通信社が5月末に電話で行った世論調査では、この関連法案について説明不足としている方が81.4%いたそうでありす。そして、戦争のリスクが高くなると答えた人が68%だったそうです。集団的自衛権を閣議決定したときもそうでありましたけれども、世論の多くが不安を感じている中で少数の閣議という形で、平和、国民の安全を左右するこのことが決まってしまうわけでありす。

国民は不安があっても国政をあずかる政党は、外交も含めていろいろな責任があるでしょうから、強引に進めざるを得ないところもあるのかもしれませんが、ただ、私たちは国政じゃなくて地方議会を選択して、国民の地域の人たちにとって一番近い立場にいて、その人たちの声、そして気持ちを私たちが受け止めなければならない。そうしなければ誰がその84%の声を受け止めるのでしょうか。私はそういうのが私たち地方議会の役割だというふうに思います。

この意見書案をよく読んでいただければわかりますけれども、このように国民が説明不足と感じている、憲法学者が現行の憲法からは違反だとする中で、十分な説明をして国民が内容を理解した中で、提案者が言うようにそれでも必要なら憲法を変えて、慎重に進めましょうよと言っていることがこの意見書案であります。このことを国民の多数が望んでいることであるわけでありすので、国政ではない、あえて地方議会を選んだ皆さん方の、地方議員としての良識から、ぜひこの部分までは賛同いただき、慎重に進めたいというふうに思います。そして国民の声を受け止めていただきたいというふうに思います。多くの議員のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

20 番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 本意見書に反対の立場から討論をさせていただきます。先ほどらい、反対討論を1件、15番議員からしていただきまして、いろいろとこうありました。簡単に申し上げます。まず、この意見書に反対する理由は、個別的自衛権が現憲法解釈の中にある、という一文、これは間違っている。それと、憲法を改正すべきだというこのご意見には賛同しません。ただ、文全体から受け取る印象では、これはとても現憲法擁護派のご意見であろうというふうに認識し反対をします。

私が言いたいことは、その次であります。現在、政府が進めている日米防衛ガイドラインに基づく集団的自衛権これの法制法律案12本でしたか、これを上げていくということ。このやり方も言い方を変えればナチスドイツがああワイマール憲法体制を有名無実化していったその行為と酷似しております。

現在の安倍総理大臣は、戦後レジームからの脱却というテーマを掲げて現政権を組織しました。自由民主党の党是は自主憲法制定であります。私はこの憲法9条を読む限り、防衛に関する最終危機管理これが、日本国民にも日本国政府にもない、主権がないというふうに判断しております。

何とかしてこの憲法のもと、拡大解釈と言われてはいますがけれども、現在の、戦後から現在に至る国際関係の中で、拡大解釈をせざるを得なかった。拡大解釈というよりもこじつけ解釈であります。行政をあずかる内閣が外交の責任を持つから、あるいは基本的人権を守るのは内閣の責任ではないかというようなこじつけ論まであります。でも、そういうものはもう卒業すべきだと思う。自由民主党の党是にあるように、しっかりと主権者国民が国家の最終危機管理に対してどういうふうに動くのか、それをきちんと憲法に定めるべきであると思う。私はそういう考えであるので、どうも安倍内閣にもう一回原点に戻ってやり直してほしい、そう願っております。

ただ、一方で危機管理という面で考えれば、この11本の法案にも全くだめだよという内容はありません。できることなら時限立法にしてほしい。もう憲法改正をしっかりと議題につけて議論をして、2年後、3年後にはもう変えろと、そういう前提のもとでこの法案を通してほしい、そう思っています。

それとあと、先ほどの個別的自衛権、集団的自衛権という話もありました。皆さんご承知のように、国連憲章では両方とも認められています。それはさっきも言ったように、自国の防衛力で自国、自国国民を守れないときには、やはり同盟国を頼るしかありません。そこまで国際連合憲章は認めているということです。であるなら、それを基本にしたきちんと主権が日本にある最終危機管理の条項を定めてほしい。そう願って両方反対という立場でちょっと異例の討論となってしまいましたけれども、ただ、この意見書についてはしっかりと反対をしたいと思います。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

3番・田村眞一君。

○田村眞一君　ご苦勞さまです。私は發議第3号　安全保障関連法案の撤回を求める意見書の提出について、賛成の立場で討論に参加いたします。ただいまの反対者の意見を聞きながら感じた点を一言申し上げますと、國際的にも今、紛争がございます。ISですね。これは憂慮すべき問題であります。ただ、イラク戦争、アフガニスタン戦争を見るならば、やはりこういったテロリストに対して武力で対抗しても、結局は解決にならないというのが、この間の状況だと思います。

私が強調したいのは、日本が近隣の北朝鮮や中国などとの関係で言いますと、東南アジア、アセアンのような平和の枠組みをこの北東アジアに広げる構想、そして話し合いで——紛争はあります——紛争を戦争にしない。そのためには外交努力、話し合いの力、外交力で解決する方向を日本は目指すべきだという立場であります。

戦争法案は武力行使をしている米軍などへの自衛隊の後方支援活動を広げることについて、他国の武力行使と一体ではないから、憲法上可能だという理論であります。しかし、後方支援は國際的には兵たん活動と呼ばれて、武力行使と一体不可分であります。軍事攻撃の格好の目標とみなされるものであります。

これに対して安倍首相は、これまで世界で通用しないといった指摘は当たらないという主張をしまいましたが、6月4日の党首討論で我が党の志位委員長が、他国の武力行使と一体でない後方支援ならば、武力の行使とみなされないという國際法上の概念は存在するのかとただしました。首相は、國際法上の概念ではない、憲法上の整理と述べ、これまでの答弁を繰り返すことはできませんでした。

首相は兵たんな安全な場所を選んで行うなどにごまかしましたが、武力行使と一体でない後方支援という議論は、世界に通用しないことを最後の最後まで否定できませんでした。このように、世界で通用しない理屈にしがみつき、そして今回の法案を押し通そうという姿勢は、やはり大問題だと言わざるを得ません。8割以上の皆さんが、政府の説明がわからないというまま、国会の数の力で押し通すというのは、文字通り大問題であります。そういう立場で私はこの發議に賛成いたします。皆さんのご支援をよろしくお願いいたします。

○議　長　次に原案に反対者の發言を許します。

次に原案に賛成者の發言を許します。

18番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　私はこの安全保障関連法案の撤回を求める意見書について、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

今ほどの反対討論について若干触れさせていただいてみたいと思います。その前に、私はなぜこの法律をこれほどにまで急いでいるのかというあたりがわかりません。本来、国民に選ばれた国会議員、あるいは公務員は、憲法を守る義務がまずあります。その憲法を否定していく方向のこの法律を提案すること自体が、私は違憲だというふうに考えております。

憲法の精神、正式には中学のとき私は習いましたけれども、この憲法前文を暗唱させられたことがあります。非常にやはり崇高な精神をもった憲法だというふうに、私はそのとき理

解をしているものであります。やっぱりその精神に向かってどう努力するかというのが、国民に向けられた責務であるというふうに私は思っています。

今ほどの腰越議員の発言にもありましたが、この憲法をドイツでの例を挙げてお話していただきましたけれども、そういった恐ろしい内容をもった法案であるということは、反対を討論する方でもわかっているわけですね。ですから、まずこの法案を撤回してやるべきではないかということ、この意見書は求めているのでありますので、ぜひ、若干のニュアンスが違ったとしても賛同をいただきたいというふうに思います。

それから、以前にも申し上げましたけれども、非常につい最近になって自民党の中でも元重鎮という方々が発言を始めておりますし、非常に研究をされた言葉をひとつ発表されているなというふうに感じるんです。以前はやっぱりそういった内部で、自民党であれば自民党の内部でいろいろなその自浄作用が働いたものであります。ところが、今は総理大臣がこうだと、要するに総裁がこうだと言えば、それを拒否することができない。非常に大きな集団になっていながら、そういった自浄作用が働かないという、非常に欠点を持った集団になりつつあるなと、なっているなというふうに私は思います。

その原因は、このたびのいろいろなマスコミの報道でもありましたけれども、これは選挙制度からきていると。要するに小選挙区制で1人しか代表者が出られないということから、なかなかそれに提案をすることができないという状況が発生しているというふうな論評も聞いたところであります。

もう1点のその前段の15番議員の反対討論について、どうしても私は触れておかなければならないので、最後はやじも飛ばしました。支離滅裂でないかということでもあります。前段では憲法9条は戦争放棄ですばらしい。そして、自衛隊は専守防衛に限ってと、そういった評価をしながら、国際情勢とか、あるいは言葉はいいですが憲法を守るためのこの法案だとか、あるいは国民の安全と国際貢献だとか。日本が今まで国民の安全とあるいは国際貢献をしてこなかったかのような言い方をしていますが、そうではなく日本はこの憲法をもって、そして平和、そして国際貢献を、いろいろな面で努力してきたことは、今の日本がこれだけ繁栄をした1つのあかしであります。

そういうことからしまして、ここにきて平和のためとか、武力を行使できることを可能にして、平和を追求しようじゃないかなんていう論は、これは私は支離滅裂だという言い方をさせていただきます。

以上、雑駁な話でございましたが、これから採決に入るかと思っておりますけれども、本当に今この状態でこの法案が通っていったとしたならば、いままでの日本と変わってしまうということ念頭に、ぜひ、この議会でまず撤回をする意見を上げていただいて、そして国民の不安をまず払拭して、そしてそれから土俵を新たにつくろうが、あるいは国民投票にかけようが、これはその手法として今後の課題となるものでありますので、ぜひ一点共闘でひとつこの議会を通過させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

17 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 新生市民クラブ、わずか3名の会派ではありますが、こういう国政とか県政とか、これは全く我々の会派は個々それぞれの考えで当たることにしております。憲法という話がありました。この日本国憲法第9条をノーベル平和賞にと、また最近そういう動きがあるというふうに聞きましたが、私は仮にこの日本と利害を対する国であれば、裏金をかなり使っても私はこの憲法をノーベル平和賞にします。そのほうが日本の防衛この気持ちをそぐことになるからであります。また、70年前、ある法律家、判事だったかと思えますけれども、自分は法律家であるから闇米を買うわけにはいかない。法律を守って餓死をしました。

我々はもし、昨今のこの情勢が急激に進んできて、日本がその存立を脅かされる事態が来た場合に、憲法があるから餓死ができるのでしょうか。またその憲法も、今、国会で十分な説明がないと言われております。軍事とか防衛とか一番の国家機密に、将来の国家戦略に、それからいかに国益が利害が対峙する国であっても、友好という信念を貫かなければならないわけですから、総理大臣が軽々に細々したことを言うわけには私はいかないと思っております。

仮に今、ホルムズ海峡の機雷掃討の例を出していますけれども、今はホルムズ海峡という例を出しています。仮に13億の国民を擁する世界第2の経済大国で、毎年、GDP10%の国防費を計上している国が、そしてずかずかと自分の国から遠く離れた岩礁を埋め立てて、滑走路をつくっている国があるわけでありまして。この近くのマラッカ海峡、ロンボク海峡、スンダ海峡、こういうところに機雷をまいたら日本はどうなるのでしょうか。今はまだそういうことは見えてきませんが、例えばアジアインフラ投資銀行、自分たちの味方をつくっていく、こういうことが進んできた場合、もしかしたらそうしますよと言って脅すかもしれません。今は何だかんだ言っても、日本はアメリカとしっかりとした軍事同盟を守りながら、自国の防衛を図っていくそういう時期であります。

繰り返します。説明が足りないと言われているが、我々、日本国民はわずか1週間で作られた草案に、何の説明もないまま、今こうして守っているわけでありまして。その辺のことも踏まえながら、私はこの出された議案には反対の立場で討論させていただきました。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

26 番・若井達男君。

○若井達男君 本意見書に対して賛成の立場で討論に参加いたします。私はこの意見書に対して賛成・反対は、この議場に入るまでは決めてきておりませんでした。この提出者の説明をいただいて賛成とすることにいたしました。

私は先の3月議会には、平成27年度一般会計予算に賛成の立場で登壇して、この1月の末に亡くなったドイツのワイゼッカー氏の言葉を引用させていただきました。「過去に目を閉ざす者は、現在に盲目になる」と。それはそのときは、やはりこの予算にしてみても南魚沼市

という市が誕生する過程において長い1つの歴史があった、その上に建設された予算だということに賛成したわけですが、いま一度、私はこの「過去に目を閉ざす者は、現在に盲目になる」ということを、肝に銘じたところでございます。

自分の家の家系を人様の前にあらわすのは、誇りのある人もいれば、なかなか苦痛である人もおります。私の家は先の大戦で2名の戦死者が出ております。これは私の母の兄と弟になります。私にしてみると叔父でございます。こういう不幸は私だけでなく、この議場におられる中にもそういった不幸なことに耐えてこられた方もおるんじゃないかというふうに考えております。

そして、私はやはり戦後、団塊の世代として生まれてきまして、そしてこれが平和憲法9条のもとに戦後30年、40年、50年そして70年という年月を今、数えました。やはりこの「戦後」という言葉は、なくしてはならない、失ってはならない。これから戦後80年、90年、100年、150年と続かなければなりません。

先ほど選挙制についてもどなたかから発言がありました。小選挙区制で偏っているということがありました。そうした中、ときには長いものにはまかれろ、多勢に無勢だということも必要かとは思いますが、私はこの意見書については、まさに目を閉ざしてはならない。過去に目を閉ざしてはならない。

そういうことで、私はこの意見書提出に賛成です。我が心、石に非ず。自分自身に言い聞かせております。大勢の賛同者をよろしくお願いいたします。

○議 長 次に原案に反対者の発言を許します。

次に原案に賛成者の発言を許します。

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第3号 安全保障関連法案の撤回を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数。よって、発議第3号は否決されました。

○議 長 日程第17、議員の派遣についてを議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。会議規則第166条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定しました。

○議 長 日程第18、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長から所掌事務について、各常任委員長から所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申し出が

あります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

これをもって平成27年6月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間、ご苦労さまでした。

〔午後2時34分〕